

大磯町次世代育成支援地域行動計画
(後期計画)

—子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ—

平成22年3月

大 磯 町

はじめに

このたび、私たちのまちの「安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくり」を応援する計画として、「大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定いたしました。この計画は、平成15年7月に少子化を抑制するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、私たちのまちの子育て支援施策を定めたものです。



平成17年度からの5年間は「前期計画」として平成17年3月に策定し、保育サービスの充実や児童の健全育成のため、さまざまな施策を行ってまいりました。

今回策定した平成22年度からの5年間の「後期計画」では、前期計画の達成状況を踏まえ、社会・経済情勢の変化に対応して生まれた新たな課題に向けて、総合的・体系的な施策を定めました。

子どもは、未来の宝であり、社会の財産でもある、かけがえのない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は必ずしも子育てにふさわしいものばかりでなく、残念ながら子育てに不安のない明るい社会とは言いがたいものが多々あります。

そうしたなか、家庭・地域・行政が連携して子どもを育てていく体制づくりを促進し、まち全体が子どもと子育て家庭を支えていくことで、だれもが安心して子どもを産み、豊かな自然環境のなかで楽しく子育てのできるまち、「子どもたちの、未来をひらくまち、おおいそ」をめざしてまいります。

この計画の策定に際しましては、子育て中の保護者へのアンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただき、策定に反映することができました。

今後とも、皆さまのご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成22年3月

大磯町長 三好正則

目次

I 序論・現況編

第1章 序論（計画の概要）

1 計画策定の背景および趣旨	5
2 計画の期間	6
3 計画の位置づけ	6
4 計画策定の体制	8

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第1節 地域の概要	11
第2節 子ども・子育てをめぐる現況	16
第3節 アンケート調査結果のまとめ	23
第4節 前期計画の「ニーズ量」の達成状況	34
第5節 前期計画における5年間でめざす取り組みの達成状況	35

II 考え方・計画編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	43
2 計画の基本方針	44
3 計画の基本目標	45
4 計画対象者等の将来推計	46

第2章 後期行動計画

◇【行動計画体系図】

第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして	52
第2節 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして	59
第3節 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして	67
第4節 職業生活と子育ての両立をめざして	78
第5節 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして	81

第3章 計画の目標

1 後期計画目標事業量	89
-------------------	----

第4章 計画の推進と進行管理

- 1 適切な役割分担による計画の推進 93
- 2 計画の進行管理・フォロー 94

Ⅲ 付属資料編

- 資料1 大磯町次世代育成支援対策地域協議会要綱 97
- 資料2 大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会要綱 99
- 資料3 計画策定の経過 101
- 資料4 用語の解説 103

I 序論・現況編

第

1

章

序論（計画の概要）

第1章 序論

1 計画策定の背景および趣旨

国においては、少子化の進行に対応し、「エンゼルプラン」(平成6年12月)、「新エンゼルプラン」(平成11年12月)をはじめとして、子育てと仕事の両立支援を中心としたさまざまな取り組みを実施してきました。

しかし、国家レベルでの少子化の流れは止まらず、平成14年1月に発表された『日本の将来推計人口』における指摘によれば、従来少子化のおもな原因であった「晩婚化」に加えて、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られるに至りました。

急速な少子化の進行とそれにとまなう人口の減少は、今後、わが国の社会経済全体に深刻な影響を与えるものであり、この少子化の流れを変えるため、国は平成14年9月に『少子化対策プラスワン』をとりまとめ、これまでの「子育てと仕事の両立支援」を中心とした対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って総合的な取り組みを進めることにしました。さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法として国会で成立し、全市町村に次世代育成対策を推進するための「行動計画」の策定が義務づけられました。

以上の流れを受けて、本町では既存の子育て支援施策の体系を再構成し、少子化対策の視点だけに終始することなく子どもに関する政策、施策を総合的に推進するための『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を平成17年4月に策定し、本町の子育て支援の取り組みを総合的、集中的かつ効果的に推進してきました。

その後、国では平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「行動指針」が示され、次世代育成支援にとっても「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は重要な視点の1つとなってきました。また、近年の児童虐待の増加などをきっかけとして社会的養護体制の強化が緊急の課題となるなど、対応が求められるいくつかの課題が出てきました。さらに、平成22年1月『子ども・子育てビジョン』が示され、国は、「社会全体で子育てを支える」という考え方をよりいっそう明確に打ち出しました。その中で、子どもと子育てを応援することは「未来への投資」であるとし、子ども手当等の支援と教育や保育などのサービスとを「車の両輪」として取り組んでいくことを示しました。

一方、平成21年度は前期計画期間(平成17~21年度)の最終年度に当たり、国の「行動計画策定指針」に基づき、上述の子育てを取り巻く社会環境や子育てニーズの変化、前期行動計画の達成状況等をふまえ、住民参加と協働のもと、より良い子育て支援環境づくりをめざして、「後期計画」(平成22~26年度)を策定することとなりました。

2 計画の期間

『大磯町次世代育成支援地域行動計画』の計画期間は、平成 17～26 年度で、そのうち前期計画期間は平成 17～21 年度となっています。「次世代育成支援対策推進法」の「5 年を 1 期」とするという規定に基づき、今回策定する「後期計画」の計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規改正や、本町における施策の変更など、必要が生じればそれに応じて変更、付加等を行うこととします。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
次世代育成支援行動計画（前期計画）									
					次世代育成支援後期行動計画				
					↔ 見直し作業 ↔				

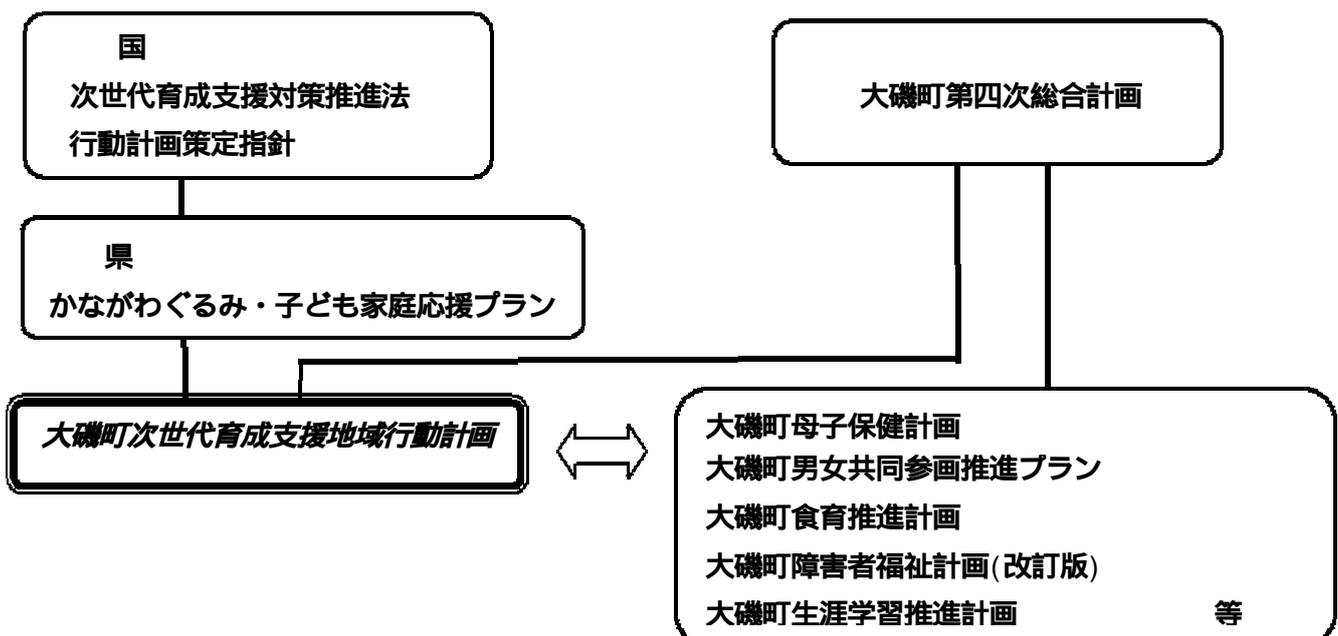
3 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく「市町村行動計画」として策定します。

『大磯町第四次総合計画』（計画期間 [基本構想]：平成 18 年度から平成 32 年度まで）の部門計画として策定します。

国および県それぞれが策定する関連の指針や計画など、また本町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

すべての子どもとその家庭を対象とし、本町の子育て・子育て支援施策の基本的な方向性や目標、具体的な取り組みを総合的に定めるものです。また、同時に、町民や各種団体、関係企業などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

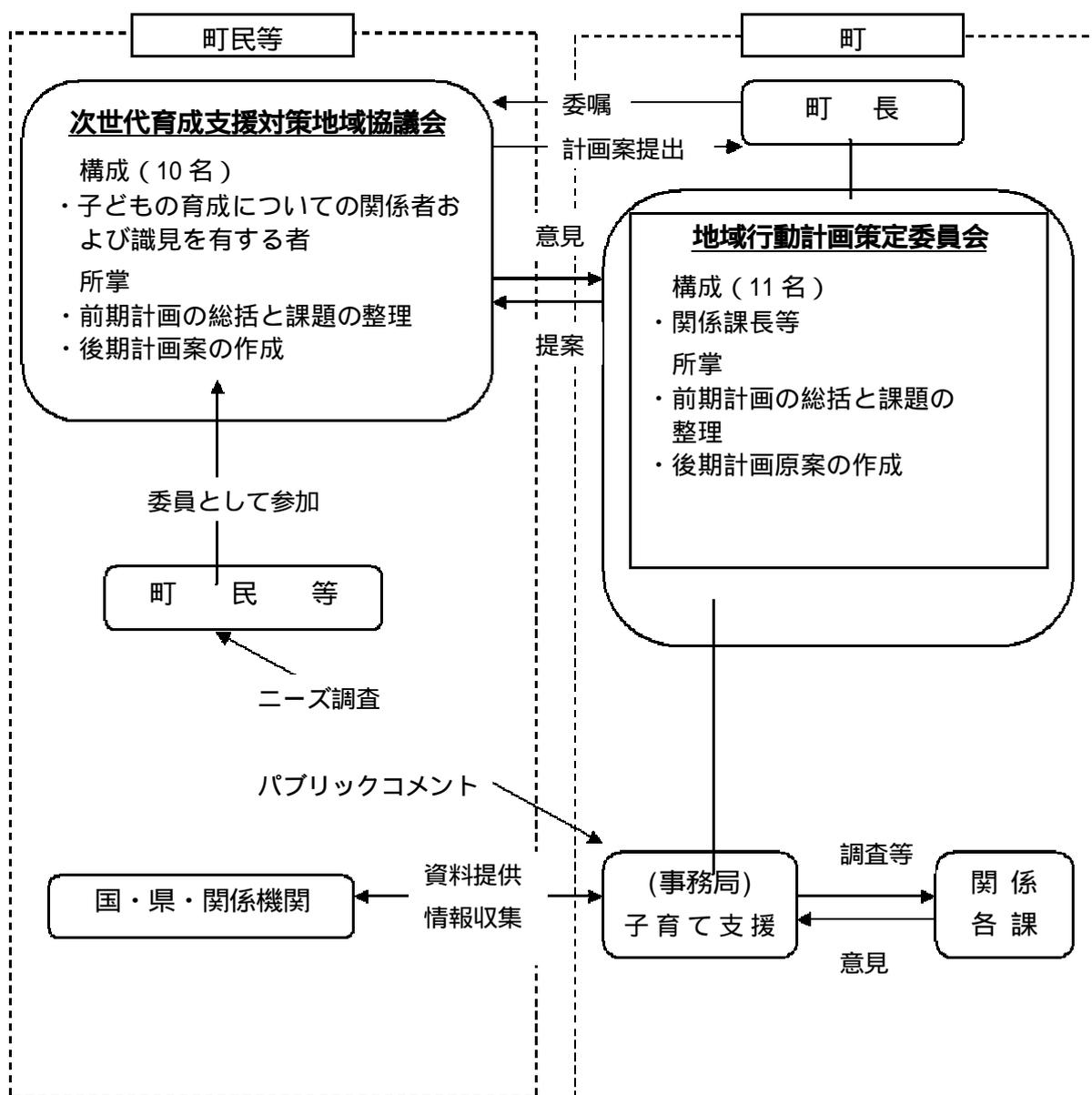


子ども、子育て支援をめぐる動向

課 題	国の対策	県の対策	大磯町の対策	
「少子化の進行」	平成6年			
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・「エンゼルプラン」(平成6年12月) ・緊急保育対策等5か年事業」(平成6年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療の開始 (平成7年) 	
	8		<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育開始 (平成8年) 	
	9			
	10			
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ子ども未来計画」(平成9年3月) 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策推進基本方針」(平成11年12月) ・重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成11年12月) 		
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」(平成12年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育開始 (平成12年) ・ベビーシート貸出し事務 (平成12年) 	
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づく「特機児童ゼロ作戦」(平成13年7月) 		
	晩婚化に加え「夫婦の出生力そのものの低下」	14	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策プラスワン」(平成14年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ子ども未来計画」(平成14年3月)
14		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化時代の子育て支援取組指針」(平成14年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大磯町母子保健計画2002」(平成14年12月) 	
15		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成15年3月) ・次世代育成支援対策推進法」(平成15年7月) ・児童福祉法」(一部改正)(平成15年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園3年保育開始 (平成15年) ・小児医療助成年齢引き上げ：3歳まで (平成15年7月) 	
16		<ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策基本法」(平成15年7月) ・子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療費助成年齢引き上げ：小学校就学前まで (平成16年10月) 	
17				
17		<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」(平成17年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大磯町次世代育成支援地域行動計画」(平成17年3月) ・「子育て支援センター」を開設 (平成17年4月) ・ひとり親家庭助成事業開始 (平成17年4月) 	
18				
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現		19	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「行動指針」(平成19年12月) ・子どもと家族を応援する日本」重点戦略 (平成19年12月) ・新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月) ・児童福祉法」(一部改正)(平成20年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」(平成19年3月)
		19		<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園4園で預かり保育開始 (平成19年4月)
		20		<ul style="list-style-type: none"> ・大磯保育園民営化 (平成20年4月) ・小児医療助成年齢引き上げ：小学校1年終了前まで (平成20年10月)
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・改正行動計画策定指針 (平成21年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療助成年齢引き上げ：小学校6年終了前まで (平成21年10月) 	
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育てビジョン」(平成22年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大磯町次世代育成支援後期行動計画」(平成22年3月) ・(仮称)子育て支援総合センター」開設 (平成22年5月予定) 	
	22			

4 計画策定の体制

本計画は、次の図に示すと通りの体制によって策定されたものです。



次世代育成支援対策地域協議会

保育関係機関・団体の代表、学識経験者、教育関係者、一般企業代表者、公募町民等10名の委員で構成される組織で、町長から委嘱を受け、前期計画の総括や課題の整理、計画素案・原案の審議・検討等を行い、本計画の案を作成しました。

次世代育成支援地域行動計画策定委員会

関係各課の課長等11名の委員で構成される組織で、前期計画を総括して課題の整理を行い、作業部会で作成された素案を基に本計画の原案を作成するなどしました。

第

2

章

子ども・子育て家庭
を取り巻く現状

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第1節 地域の概要

① 大磯町の概要（立地および自然など）

大磯町は、県央南部、横浜から40 km圏、東京から60 km圏内に位置し（東経139° 18' 北緯35° 18'）、南は相模湾に面し、北は高麗山（165m）、千畳敷（180m）、鷹取山（219 m）等のいわゆる大磯地塊の丘陵地を形成し、東と北は平塚市、西は二宮町に接しています。

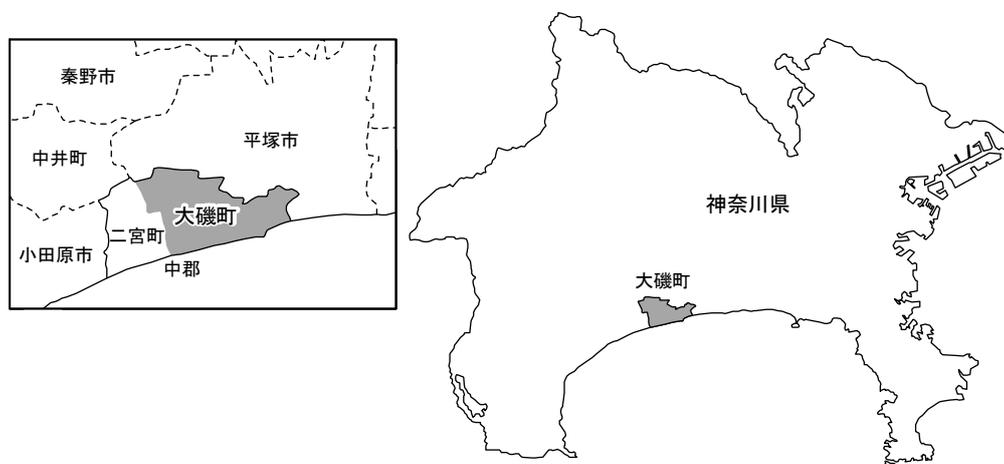
町域は東西約7.6 km南北約4.1 kmのやや東西に長い形をしており、面積は17.23k m²となっています。

東部の金目川（花水川）は水源を丹沢山系に発し、平塚市を経て相模湾に注ぎ、三沢川、嶋立川は大磯の市街地を流域とし、また町の西北部を南流する不動川は、谷戸川及び長谷川を支流とし、二宮町から東流する・川に合流して海に注いでいます。

町の南部は平坦地で、国道1号（東海道）と海岸沿いに新湘南国道（西湘バイパス）が走り、JR東海道本線が国道1号と並走し、北部の丘陵地帯には国道271号（小田原厚木道路）とJR東海道新幹線が東西に横断しています。

海岸線では定置網などの沿岸漁業が営まれ、商業は国道1号と県道63号（相模原大磯線）沿いに発達しています。農業は丘陵地帯でみかんの栽培が行われ、平坦地では施設農業や酪農が行われていますが、町域全体にわたって首都圏のベッドタウンとしての宅地化が進んでいます。

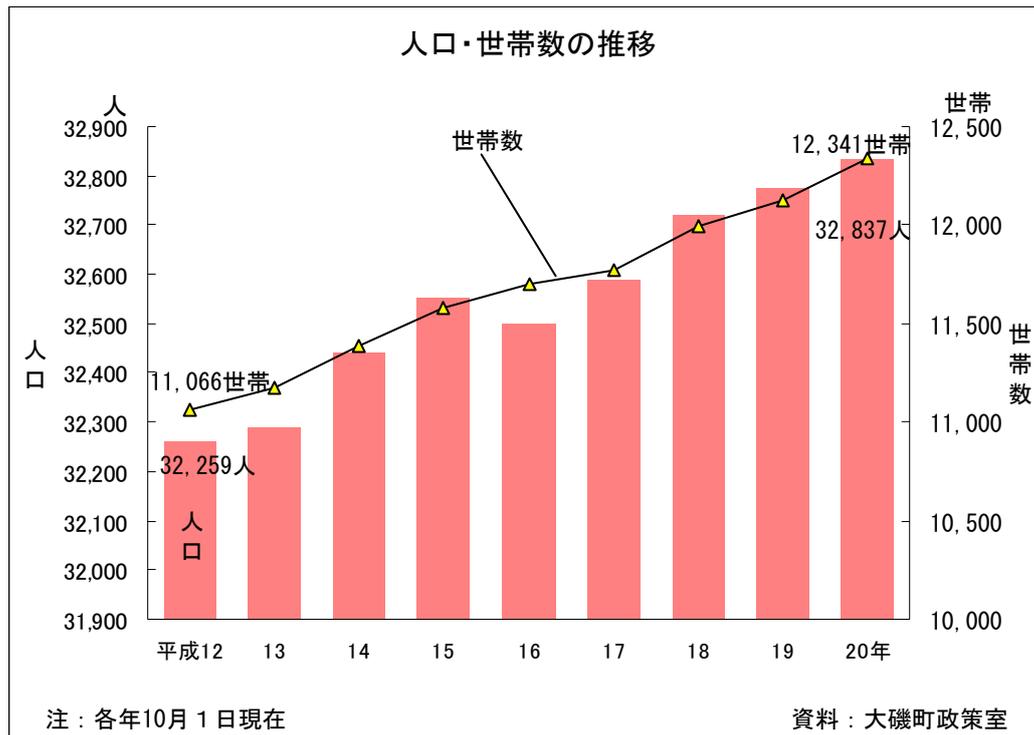
このような中で、「紺碧 [こんぺき] の海に緑の映える住みよい大磯」を将来像とする『大磯町第四次総合計画』（平成18年度～平成32年度）に基づき、まちづくりを進めています。



② 人口・世帯の動向

本町の人口（各年10月1日現在）の人口は、平成16年に一旦減少したものの、その後は微増傾向が続いています。同20年で32,837人となっており、同12年の32,259人と比べると578人の増加（約1.8%の増）となっています。

また、世帯数は、平成12年以降、増加傾向が続いています。同20年で12,341世帯数となっており、同12年の11,066世帯と比べると1,275世帯の増加（約11.5%の増）となっています。

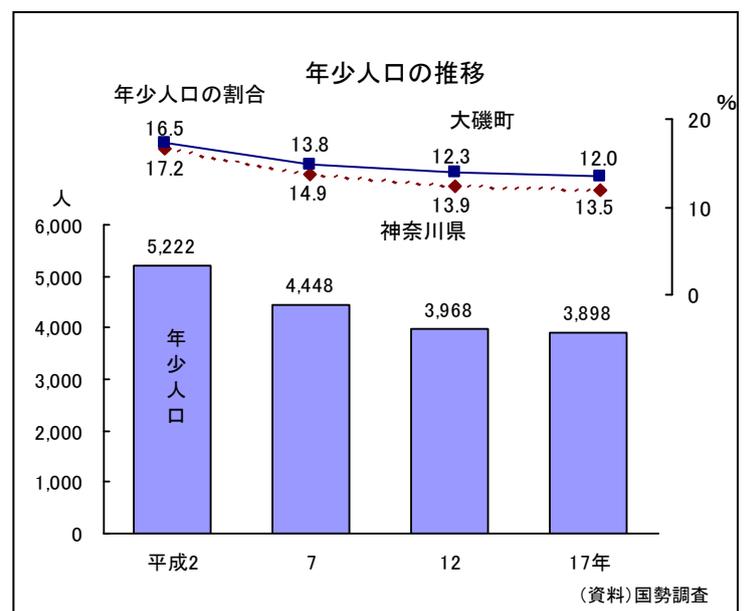
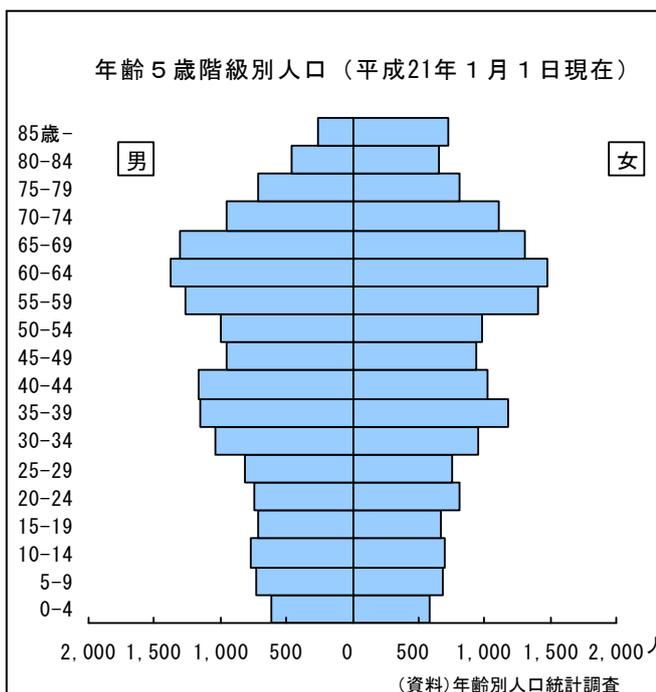
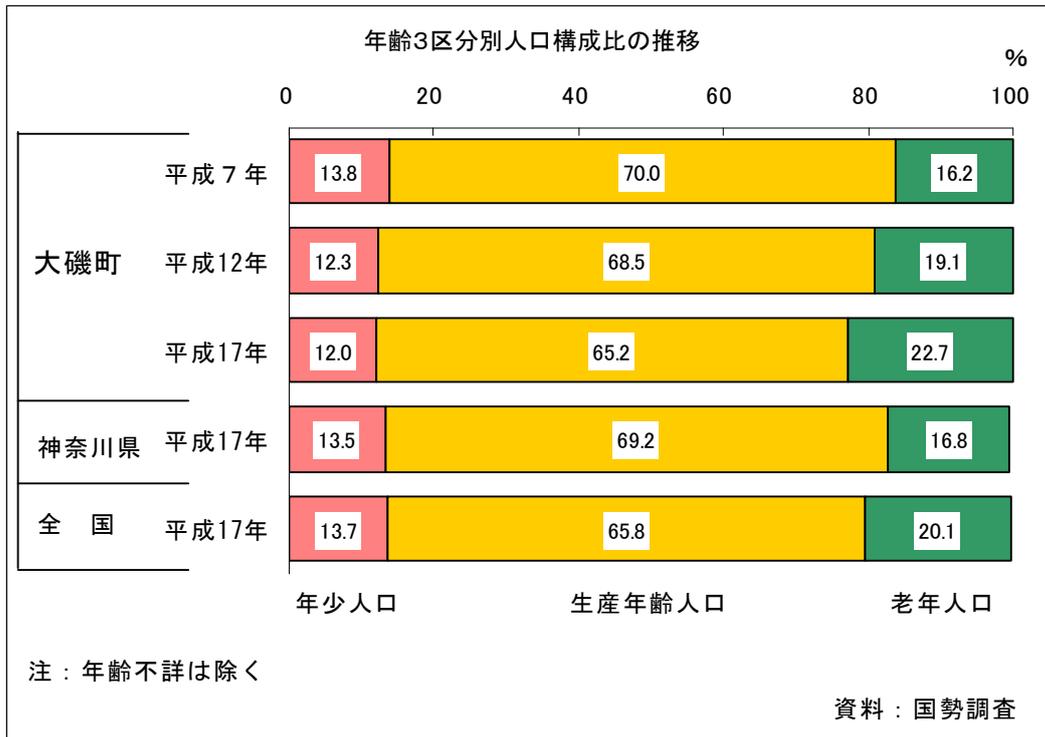


人口、世帯数ともに増加していますが、世帯数の伸びが人口の伸びを大きく上回っており、1世帯あたりの人員は、平成12年の2.9人から同20年の2.7人へ減少しています。

③ 年齢構成

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合の減少と、老年人口（65歳以上）の割合の増加が続いており、少子・高齢化が一段と進行していることがうかがえます。また、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少しています。

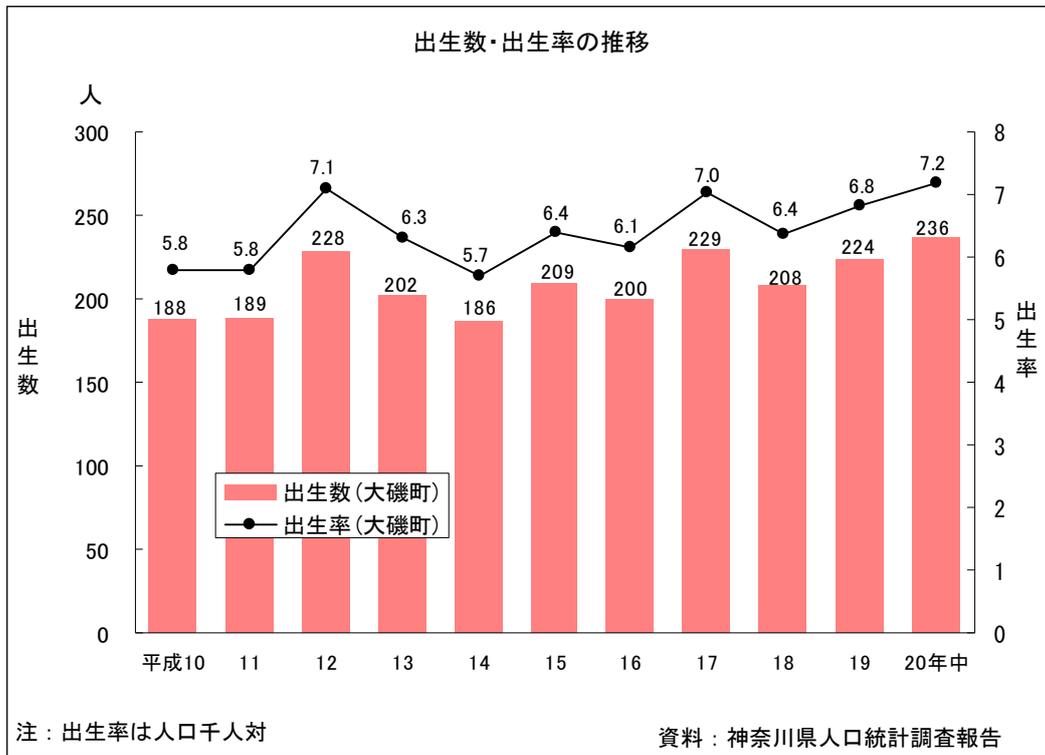
県平均と比べると、平成17年で年少人口が1.5ポイント、生産年齢人口が4.0ポイント下回っており、他方、老年人口は5.9ポイントと大きく上回っています（国勢調査結果〔各年10月1日現在〕より）。



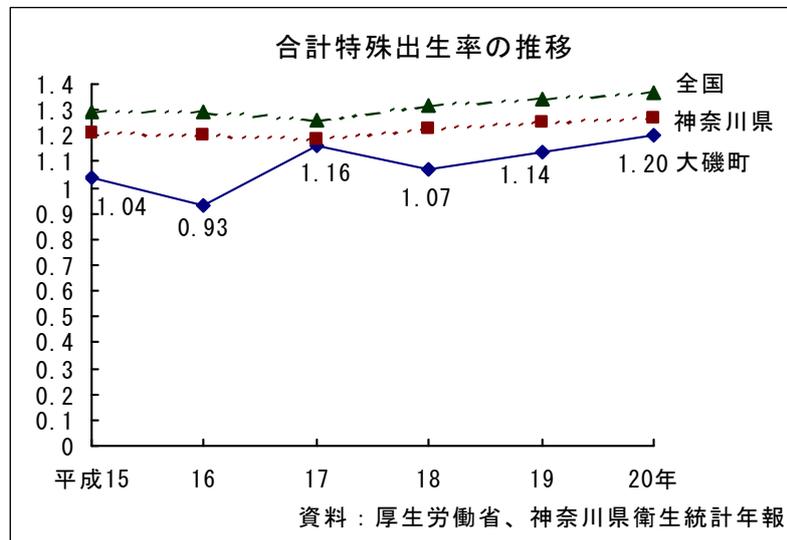
④ 出生率・合計特殊出生率

本町の出生数については、過去10年間の推移をみると、平成12年にピークを迎え(228人)、その後は増減を繰り返しています。同20年中の出生数は236人となっています。

出生率(人口千人対)では、平成10年以降、増減を繰り返しており、同20年中の出生率は7.2となっています。



また、本町の合計特殊出生率は、全国平均と県平均とを下回る値で推移しています。平成16年に一旦落ち込んだ後、同17年に1.16まで上昇しました。同18年に再び1.07まで落ち込んだ後、同20年には再び1.20まで上昇しました。同20年の数値は全国平均1.37、県平均1.27を下回っています。



注：合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します

第2節 子ども・子育てをめぐる現況

① 保育所・幼稚園の利用状況

■保育所の利用状況（*各年度3月31日現在 平成21年度のみ見込み）

	種別	定員数 (人)	入所 児童数 (人)	開所時間		管外保育 児童のべ 人数(人)
				月～金	土	
平成16年度	認可保育所	180	186	7:00～19:00	7:00～18:00	445
17年度	認可保育所	180	183	7:00～19:00	7:00～18:00	367
18年度	認可保育所	180	183	7:00～19:00	7:00～18:00	488
19年度	認可保育所	180	191	7:00～19:00	7:00～18:00	432
20年度	認可保育所	180	195	7:00～19:00	7:00～18:00	495
				民間保育園 7:00～20:00 (日・祝日は8:00～18:00)		
21年度	認可保育所	180	213	7:00～19:00	7:00～18:00	497
				民間保育園 7:00～20:00 (日・祝日は8:00～18:00)		

■保育所の利用状況(特別保育)（*各年度3月31日現在 平成21年度のみ見込み）

	特別保育			
	延長保育のべ 利用児童数(人)	一時保育のべ 利用児童数(人)	休日保育 登録児童数(人)	障害児保育 登録児童数(人)
平成16年度	4,812	1,399	—	0
17年度	4,702	1,087	—	0
18年度	5,296	1,408	—	0
19年度	5,296	1,473	—	0
20年度	5,638	1,440	130	6
21年度	4,640	1,458	163	4

※ 一時保育は平成19年度までは大磯保育園のみ、平成20年度以降は民間保育園のみ

※ 休日保育は民間保育園のみ

■年齢別保育所児童数（のべ月人数）の推移（単位：人）

（*各年度3月31日現在 平成21年度のみ見込み）

年次	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	合計
平成16年度	180	746	529	1,358	2,813
17年度	190	896	509	1,060	2,655
18年度	223	877	532	999	2,631
19年度	133	886	663	1,122	2,804
20年度	204	873	531	1,337	2,945
21年度	251	834	609	1,266	2,960

■幼稚園の利用状況（平成21年度）

（*5月1日現在）

幼稚園名	定員数 （人）	入園 児童数 （人）	入園率 （%）
大磯幼稚園	285	166	58.2
小磯幼稚園	190	70	36.8
国府幼稚園	190	80	42.1
月京幼稚園	190	125	65.8

■年齢別幼稚園児童数の推移（単位：人）

（*各年度5月1日現在）

年次	3歳	4歳	5歳	合計
平成16年度	107	139	165	411
17年度	89	173	147	409
18年度	124	123	184	431
19年度	118	177	129	424
20年度	127	158	176	461
21年度	124	154	163	441

② 学校の状況

■学校別児童・生徒数の推移（単位：人）

（*各年度5月1日現在）

	大磯 小学校	国府 小学校	国府 小学校 生沢分校	小学校 計	大磯 中学校	国府 中学校	国府 中学校 生沢分校	中学校 計
平成16年度	852	713	1	1,566	386	314	24	724
17年度	870	739	2	1,611	365	313	20	698
18年度	872	760	1	1,633	396	322	25	743
19年度	879	777	3	1,659	422	353	17	792
20年度	896	757	3	1,656	412	367	21	800
21年度	915	746	3	1,664	407	388	18	813

③ 学童クラブの状況

■学童クラブの利用状況（単位：人）（*各年度5月1日現在）

	実施箇所数	登録者数		
		大 磯 小	国 府 小	合 計
平成16年度	2	80	75	155
17年度	2	84	79	163
18年度	2	59	73	132
19年度	2	67	73	140
20年度	2	67	71	138
21年度	2	66	62	128

④ 乳幼児健診受診率の状況と各種学級・セミナーの利用状況など

■乳幼児健診の受診率 (*各年度3月31日現在 平成21年度のみ見込み)

	4か月児			8～10か月児		
	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)
平成16年度	195	186	95.3	201	187	93.0
17年度	219	206	95.0	216	199	92.1
18年度	203	182	89.7	230	207	90.0
19年度	230	222	96.5	217	201	92.6
20年度	236	228	96.6	239	224	93.7
21年度	236	227	96.5	230	213	93.0
	1歳6か月児			3歳児		
	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	該当児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)
平成16年度	217	201	92.6	249	226	90.8
17年度	223	193	96.0	245	203	91.8
18年度	226	199	88.0	248	200	80.6
19年度	222	207	93.2	245	232	94.7
20年度	226	219	96.7	258	229	88.8
21年度	222	213	96.0	250	225	90.0

■学級・セミナー等の状況 (*各年度3月31日現在)

	出産準備セミナー		
	回数	参加者数 (のべ)	
		父親 (人)	母親 (人)
平成16年度	23	32	156
17年度	23	18	163
18年度	23	12	158
19年度	23	11	160
20年度	23	12	140

(※各年度3月31日現在)

	離乳食づくり講座	
	回数	参加者数 (人)
平成16年度	6	53
17年度	6	70
18年度	6	81
19年度	9	112
20年度	9	103

■育児相談の状況 (単位：人)

(※各年度3月31日現在)

	参加人数		
	乳児相談数	幼児相談数	面接・電話相談数
平成16年度	461	792	235
17年度	507	863	225
18年度	501	728	218
19年度	523	856	234
20年度	549	575	246

⑤児童虐待、母子父子世帯・各種手帳所持者数

■児童虐待の件数 (単位：件)

(※各年度3月31日現在)

	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	心理的虐待	性的虐待	合計
平成16年度	0	1	3	0	4
17年度	0	0	4	1	5
18年度	2	1	0	0	3
19年度	1	2	3	0	6
20年度	4	2	0	0	6

資料：神奈川県中央児童相談所

■母子・父子世帯の数

(*各年度4月1日現在)

	母子世帯数	父子世帯数
平成16年度	148	8
17年度	148	8
18年度	145	9
19年度	142	12
20年度	149	12
21年度	152	12

■療育手帳所持者数 (単位：人)

(*平成21年4月1日現在)

	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	合計
18歳未満	7	14	13	19	53
18歳以上	46	44	49	36	175
合計	53	58	62	55	228

■身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

(*平成21年4月1日現在)

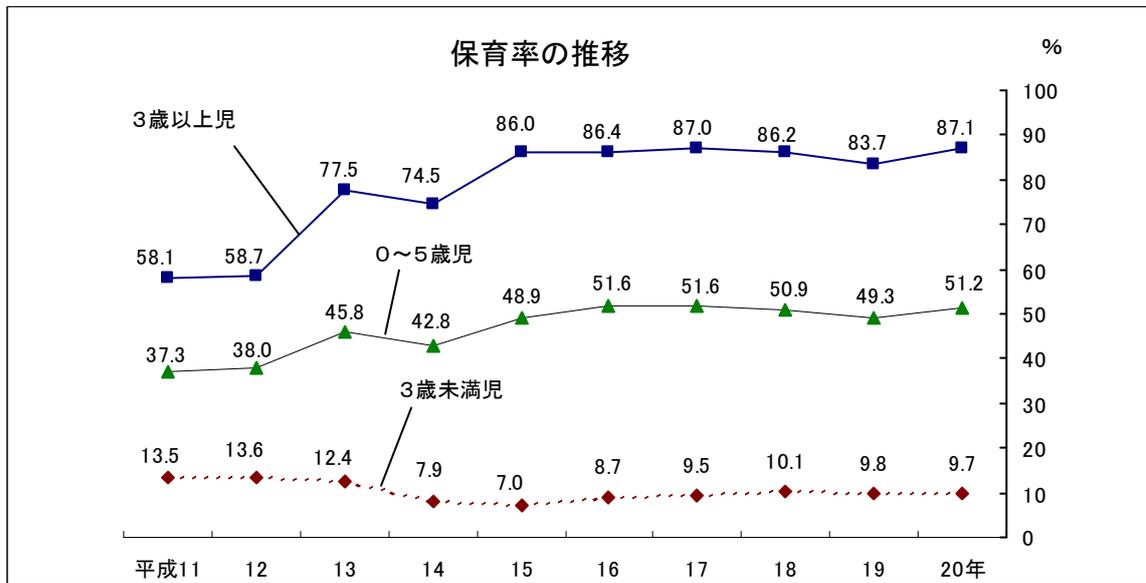
	1級 (重度)	2級 (重度)	3級 (中度)	4級 (中度)	5級 (軽度)	6級 (軽度)	合計
18歳未満	5	4	4	0	0	3	16
18歳以上	397	197	197	233	52	43	1,119
合計	402	201	201	233	52	46	1,135

■保育の状況

本町の保育の状況については、過去10年間の保育率の推移をみると、3歳児では、平成12年にピークを迎え（13.6%）その後は減少したものの同15年以降増加し、年々おおむね10.0%前後で推移しています。

3歳以上児では、平成13年に77.5%に上昇し、同14年に一旦減少したものの、同15年以降はおおむね86.0%から87.0%の間で推移しています。

また、0歳から5歳児全体の保育の状況については、平成16年以降はおおむね50.0%前後で推移しています。



注) ・ 3歳未満児・3歳以上児の子どもの数は1月1日現在、保育園利用人数は4月1日現在、幼稚園(町内)利用人数は5月1日現在の資料を基に作成
 ・ 保育率…保育園、保育ママ、認可保育所、幼稚園等で保育されている子どもの割合

第3節 アンケート調査結果のまとめ

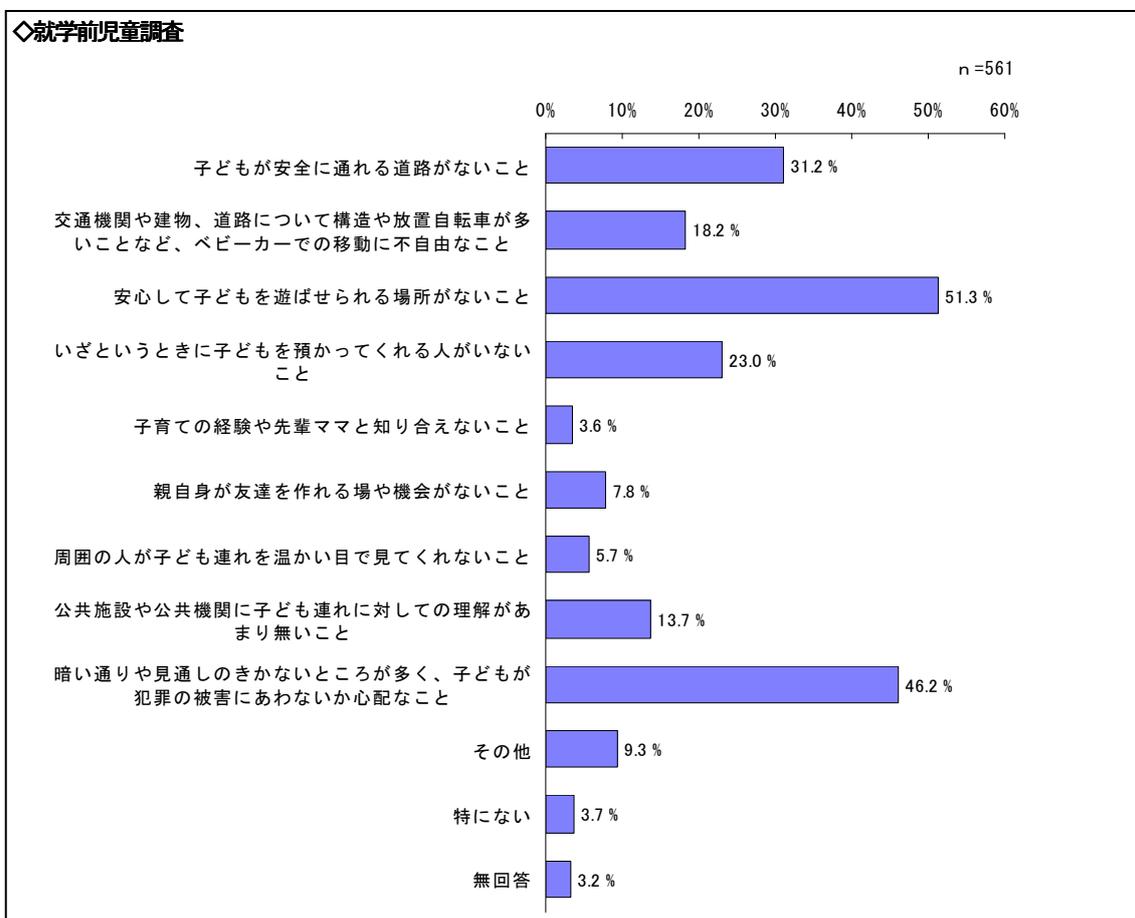
① 実施の概要

- ◇調査の名称：次世代育成支援に関するアンケート調査（以下、「今回調査」という）
- ◇調査の種類：「就学前児童調査」…町内在住の就学前の子どものいる保護者を対象
「就学児童調査」…町内在住の小学校に通う子どものいる保護者を対象
- ◇調査の方法：郵送配付・郵送回収
- ◇調査実施時期：平成21年1月中旬～2月上旬
- ◇回収結果：「就学前児童調査」…対象者数1,000人、回収数561人（回収率56.1%）
「就学児童調査」…対象者数1,000人、回収数491人（回収率49.1%）

② 子育てで困ること・困ったこと

子育てを行っていて特に困ること、困ったことについてたずねたところ（複数回答）、
「遊ばせられる場所がない」（51.3%）、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」（46.2%）、「子どもが安全に通れる道路がないこと」（31.2%）などの選択肢が多く選ばれました。

遊び場の不足の問題、犯罪から子どもを守り安全に通行できる道路などの環境整備が重要な課題となっていることが分かります。



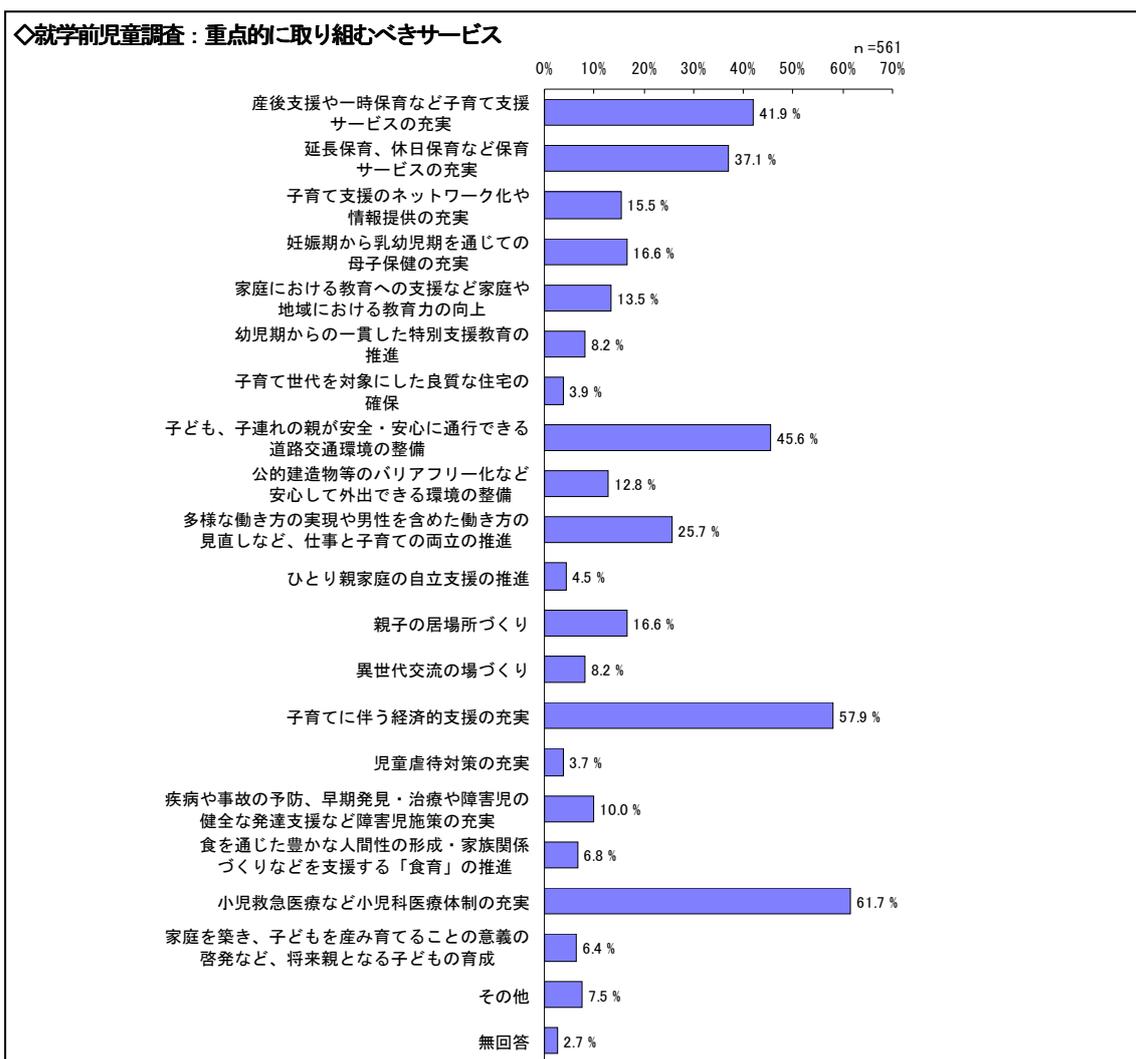
平成16年2月実施のアンケート〔ニーズ〕調査(以下、「前回調査」という)と比較すると、今回調査の第1位「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」については、前回調査と変化がありません。今回調査の第2位「子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」、第3位「子どもが安全に通れる道路がないこと」については、前回調査は3位までに入っておらず、子どもたちの安全に関することがいっそう重要課題になってきていることが分かります。

	前回調査	今回調査
第1位	遊ばせられる場所がない	安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと
第2位	預かってくれる人がいない	子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと
第3位	経験者と知り合えない	子どもが安全に通れる道路がないこと

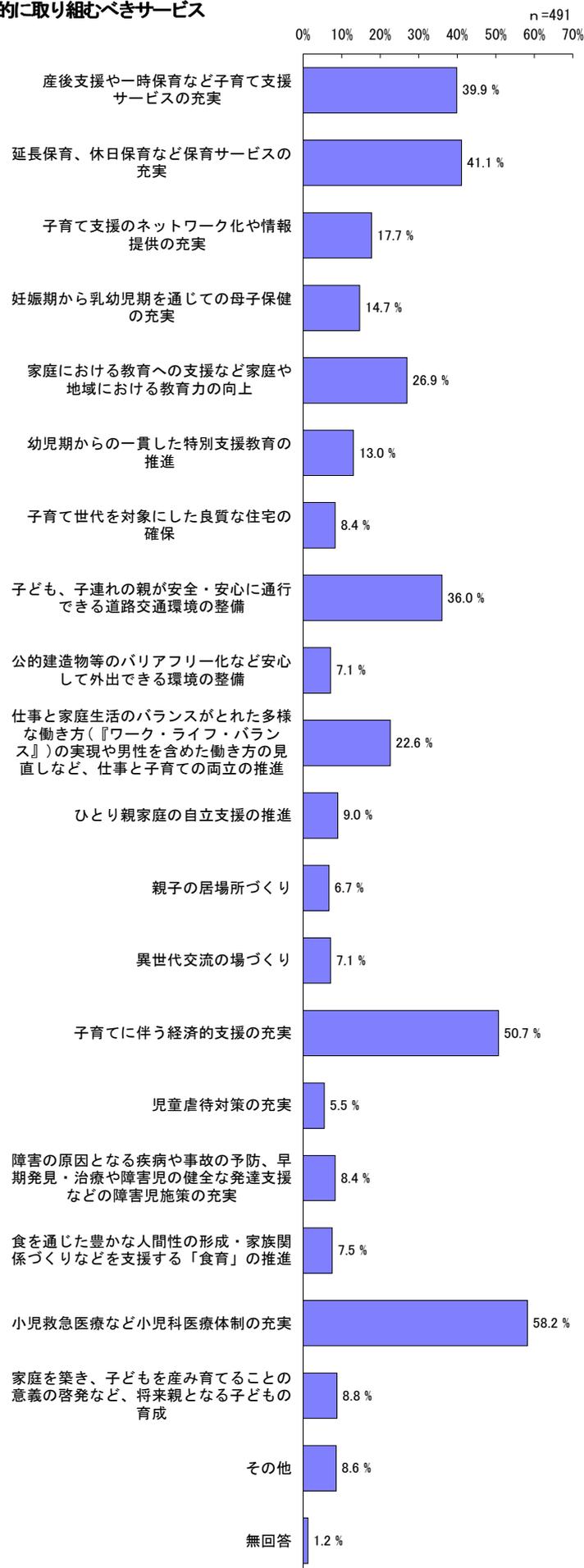
③ 重点的に取り組む必要があるサービスについて

子育て支援のために重点的に取り組む必要があると思われることについてたずねたところ(複数回答)、就学前児童調査・就学児童調査で共通して、小児科医療体制の充実、子育てに伴う経済的支援、安全・安心な道路交通環境の整備などが多くなっています。

子育てにおいて困ること・困ったこととして多く挙げられた問題が、取り組むべきサービスとしても多く回答されており、重要な課題であるといえます。

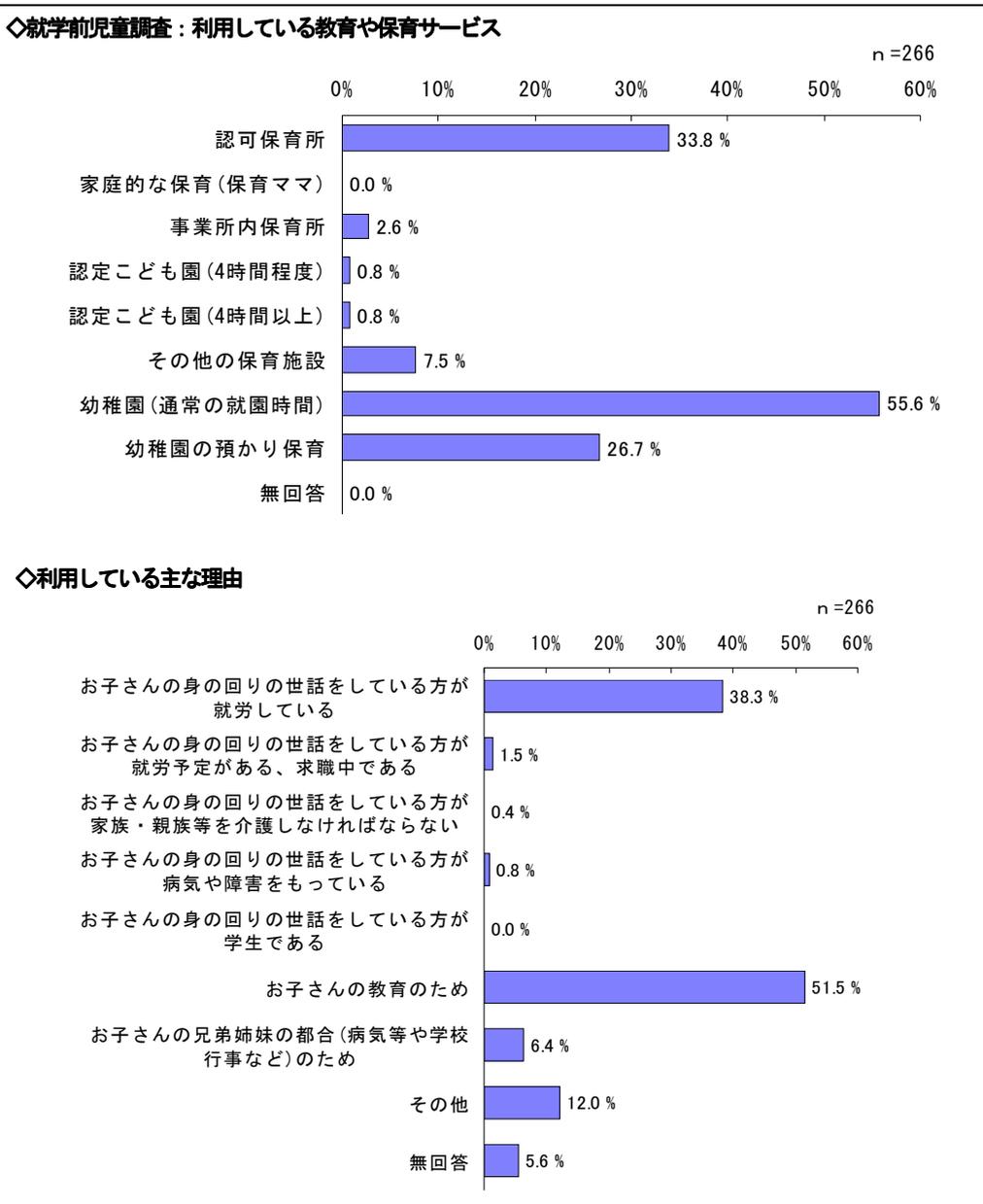


◇就学児童調査：重点的に取り組むべきサービス

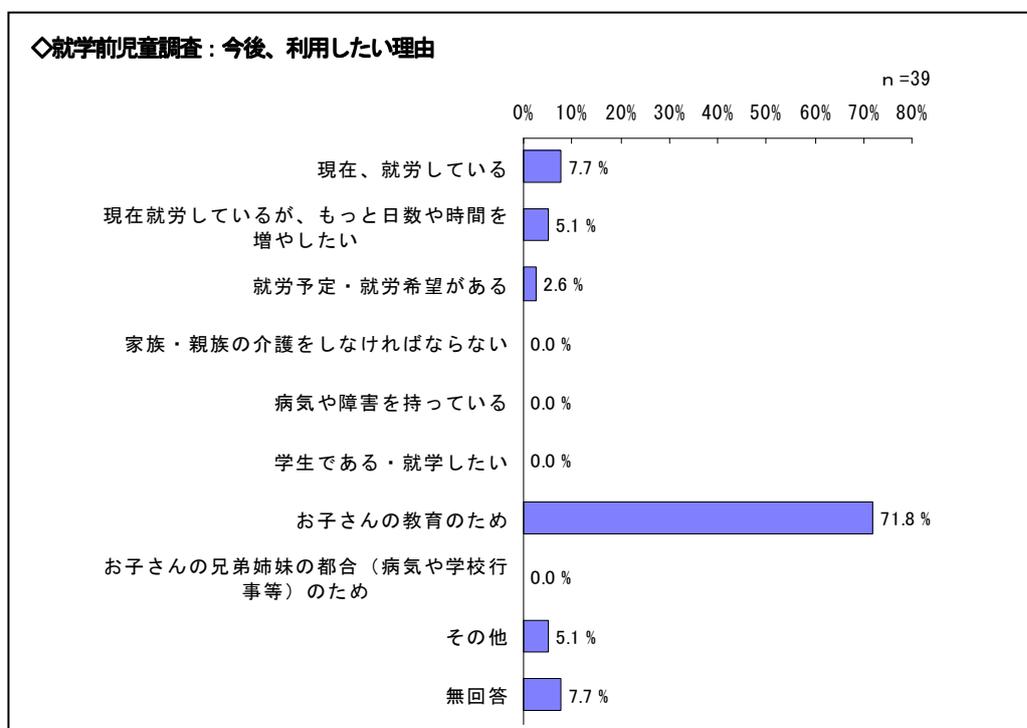
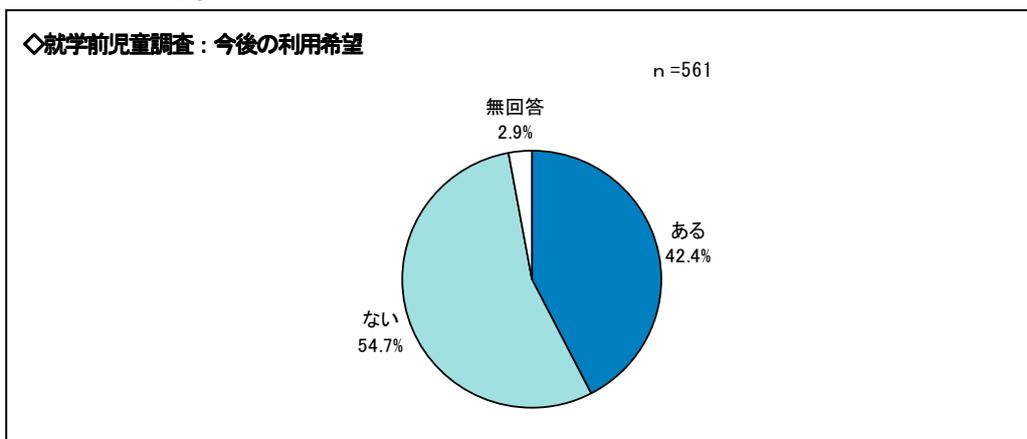


④ 保育サービスの利用状況・今後の利用希望

「就学前児童調査」において、利用している教育や保育サービスについてたずねたところ(複数回答)、「幼稚園」が圧倒的に多くなっており、「認可保育所」が続いています。一方、「家庭的な保育(保育ママ)」や「認定こども園」などについては利用が進んでいない状況です。さらに、保育サービスを利用している人にその主な理由をたずねたところ、子どもの教育のためとする回答が第1位で圧倒的に多く、就労が第2位となっています。



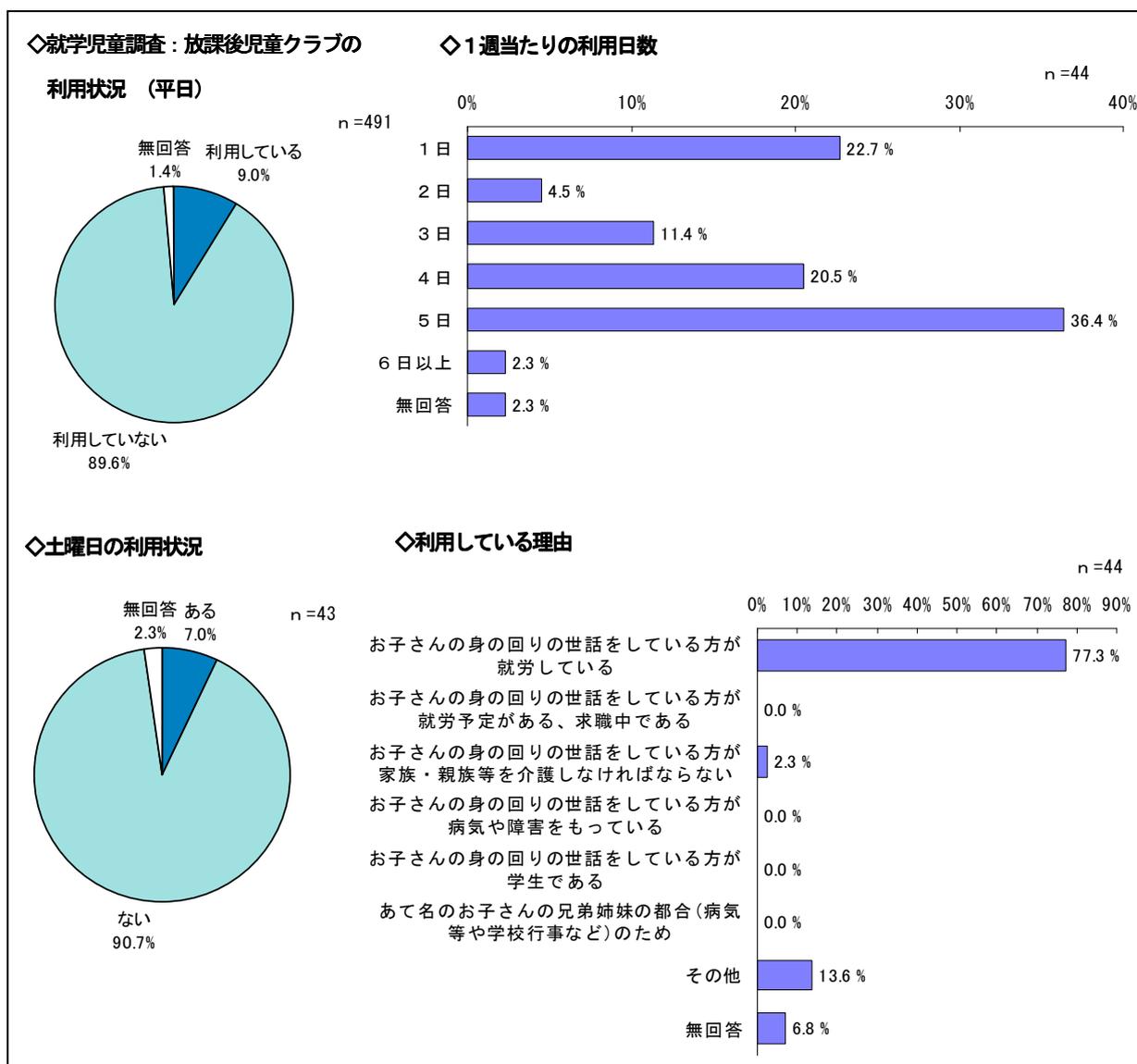
また、今後の利用について希望をたずねたところ、希望が「ある」が4割台前半となっており、その理由については「子どもの教育のため」が第1位で圧倒的に多い回答となっています。



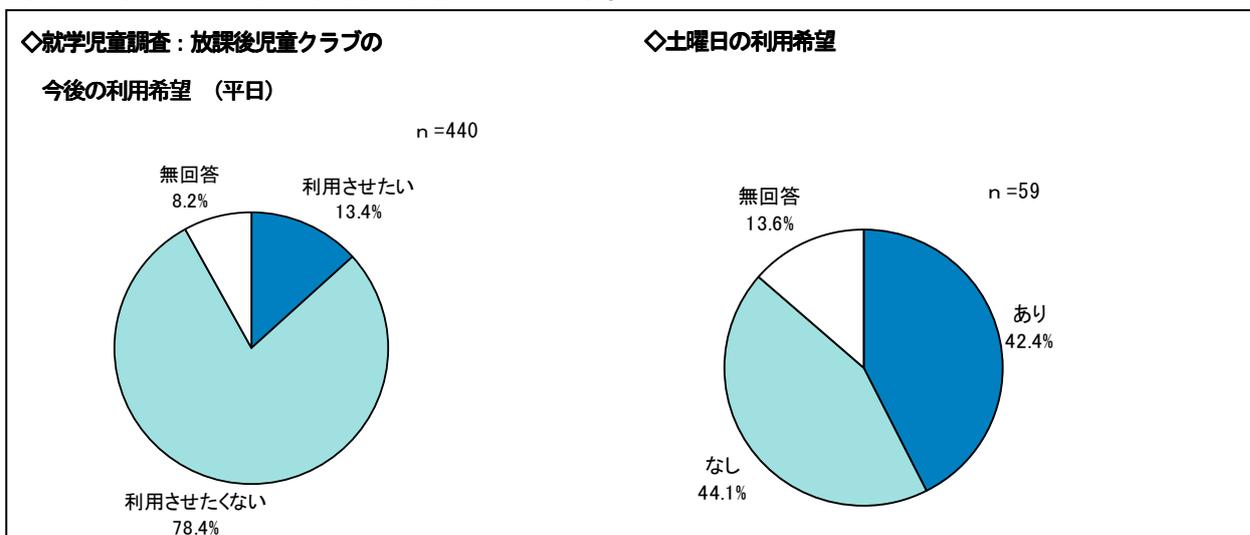
⑤ 放課後児童クラブの利用状況・今後の利用希望

平日の放課後に放課後児童クラブを利用しているかについてたずねたところ、「利用していない」とする回答が約9割を占めています。他方「利用している」は9.0%に止まっており、前回調査とほぼ同じ結果となっています。とはいえ、利用している人の利用状況を見てみると、1週当たり「5日」利用している人が最も多い結果となっており、共働きなどで昼間留守となる家庭などにとっては欠かせないサービスとなっていることがうかがえます。また、土曜日に利用しているかたずねたところ、実数としては多くはないものの利用はある状況です。

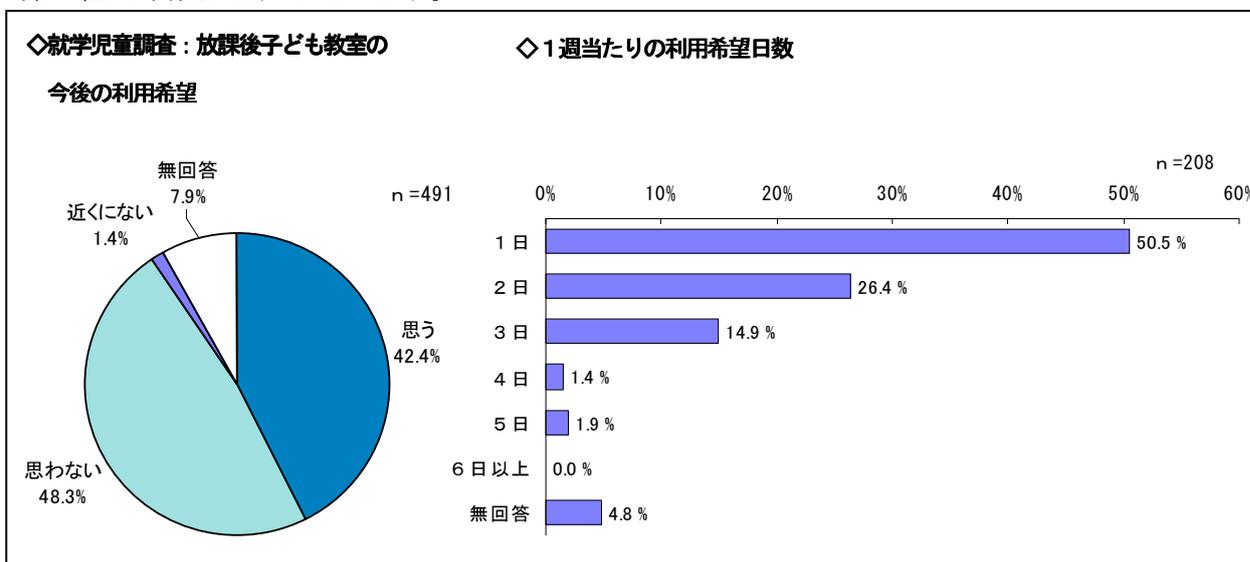
また、放課後児童クラブを利用している人にその理由をたずねたところ、就労が第1位で、7割台後半を占めて圧倒的に多くなっています。



また、放課後児童クラブの今後の利用希望についてたずねたところ、13.4%の人が「利用させたい」と回答しており、そのうち土曜日の利用を希望する人は4割を超えており、利用を希望しない人の割合と拮抗しています。



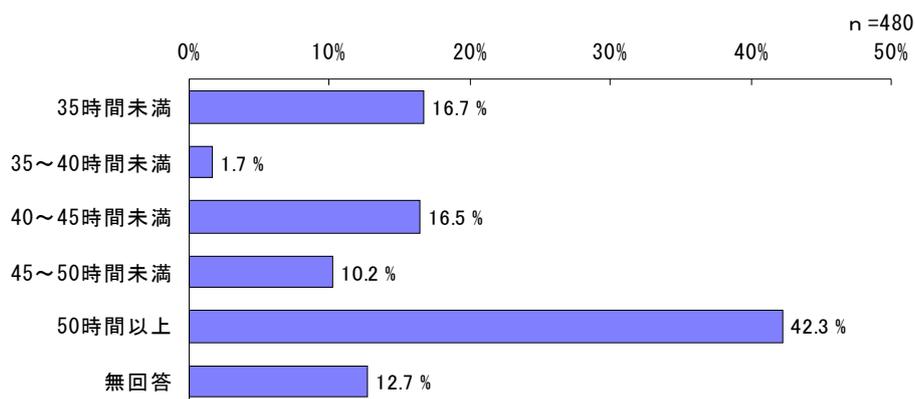
放課後などの子どもたちの安心な活動の場所を提供するためのサービスとして、本町では、放課後児童クラブのほかに様々な体験活動や学習活動を行う「放課後子ども教室」を実施しています。今後の利用希望についてたずねたところ、4割を超える人が利用したいと回答しており、サービスについて町民の関心と期待の大きさがうかがえます。また、利用したいと回答した人に希望する1週当たりの日数をたずねたところ、「1日」が第1位で半数強を占めています。



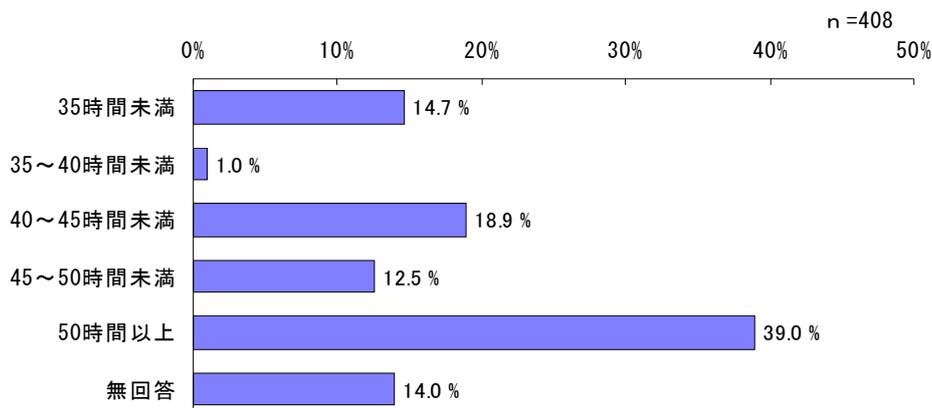
⑥ 親の就労状況

フルタイムで働く父親の1週当たりの就労時間についてみると、「就学前児童調査」においては、就労時間40時間を超えた割合が69%と約7割を占めており、「就学児童調査」においてもまた、70.4%と約7割を占めています。いずれにおいても、法定労働時間を超えて就労している人が圧倒的に多くなっている状況です。

◇就学前児童調査：1週当たりの就労時間

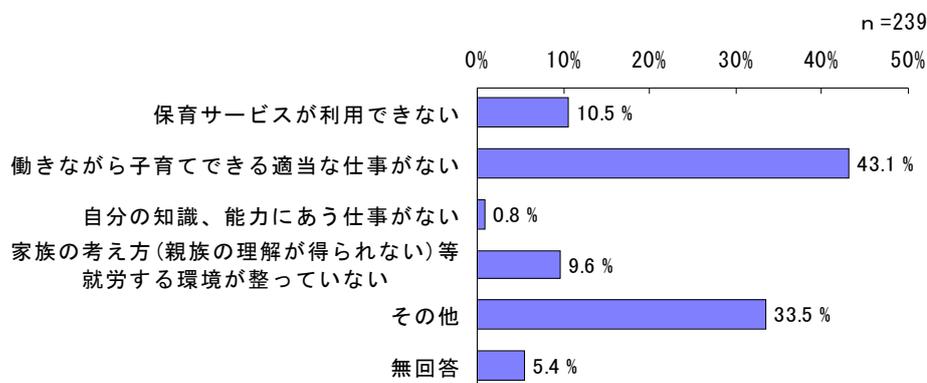


◇就学児童調査：1週当たりの就労時間

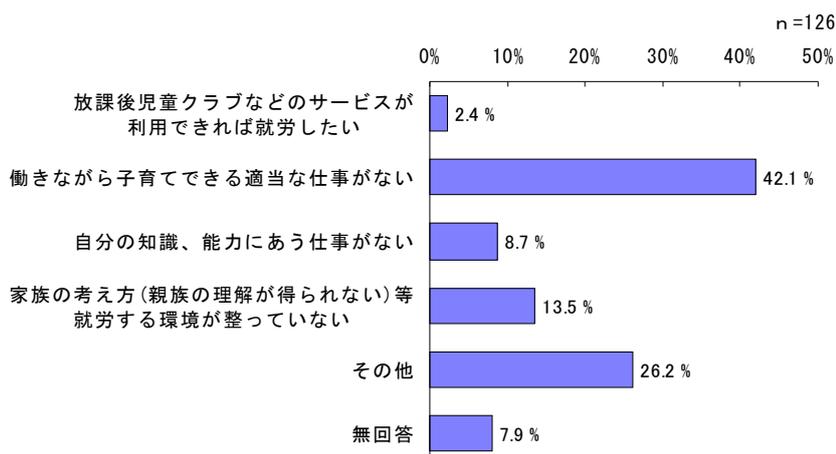


他方、就労希望がありながら現在働いていない母親にその理由をたずねたところ、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が「就学前児童調査」、「就学児童調査」とともに第1位で最も多い回答となっており、父親、母親ともに子育てと仕事とを両立させる“ワーク・ライフ・バランス”を進めていくことが今後の大きな課題であるといえます。

◇就学前児童調査：現在働いていない理由

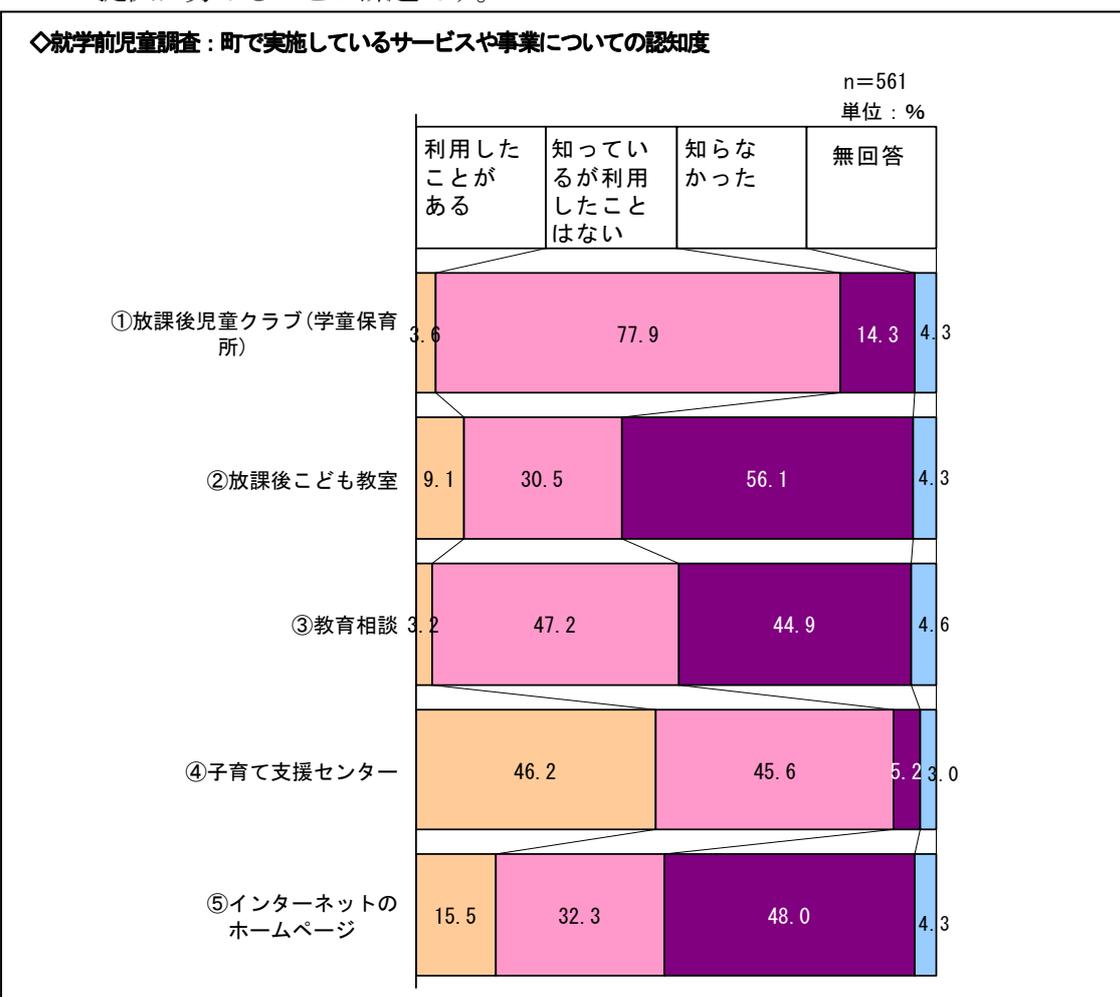


◇就学児童調査：現在働いていない理由



⑦子育て支援サービス等の認知度

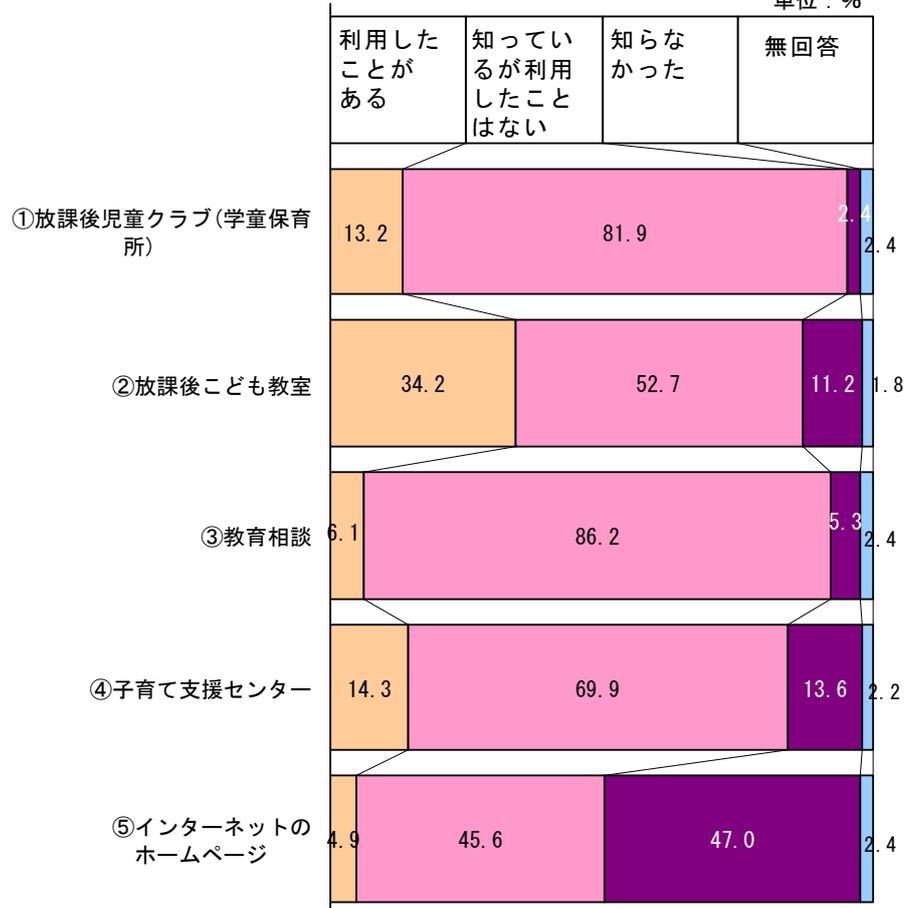
町で行っているサービスや事業の認知度については、「就学前児童調査」結果においては、とりわけ子育て支援センター* についての認知度が9割を超えて圧倒的に割合が大きいのに比べ、放課後こども教室では過半数の人が「知らなかった」と答えており、サービスや事業によって認知度に大きな隔たりがある状況です。「就学前児童調査」結果においては、比較的認知度の割合が大きくなっているものの「知っているが利用したことはない」とする回答が多くなっている状況です。今後は、認知度が低いサービスや事業についてはよりいっそう周知・啓発を図り、また利用したい人にとって利用しやすいサービスの提供に努めることが課題です。



◇就学児童調査：町で実施しているサービスや事業についての認知度

n=491

単位：%



第4節 前期計画の「ニーズ量」の達成状況

前期計画では、国・県に目標事業量を報告した14事業のうち実施予定のある事業について「ニーズ量」を掲げています。

各項目の平成21年度の実績見込をみると、おおむね全ての施策においてニーズ量どおり達成していますが、延長保育で実績見込が推計ニーズ量を大きく上回っています。

項目	推計ニーズ量		平成21年度の実績（見込）		進捗率	
	設置数	措置人数	設置数	措置人数		
通常保育		措置人数	設置数	措置人数	/	100.0 %
		180人	2箇所	180人		
延長保育	設置数	措置人数	設置数	措置人数	100.0 %	0 %
	2箇所	10人	2箇所	40人		
休日保育	設置数	措置人数	施設(箇所)数	措置人数	50.0 %	100.0 %
	2箇所	35人	1箇所	35人		
放課後児童健全育成事業	施設(箇所)数	措置人数	施設(箇所)数	措置人数	100.0 %	100.0 %
	2箇所	155人	2箇所	155人		
一時保育*	施設(箇所)数	措置人数	施設(箇所)数	措置人数	50.0 %	/
	2箇所	20人	1箇所	/		
ファミリー・サポート・センター事業*	/		0箇所		/	
つどいの広場*	1箇所		1箇所		100.0%	
地域子育て支援センター*	1箇所		1箇所		100.0%	

第5節 前期計画における5年間でめざす取り組みの達成状況

前期計画では、「新規事業」・「拡充される事業」のおもなもので、5年間の計画期間中で本町がめざす目標を掲げました。

平成21年度の事業実績をみると、おおむねどの事業においても目標を達成していますが、「延長保育・延長保育の拡大」や「一時保育* の拡大」などの「保育サービスの充実」、「子育て支援センター* 等における『つどいの広場* 』の充実」などの「地域支援の充実、『育ちの場』の提供」において、「一部実施」がみられます。

◎…達成 ○…おおむね達成 △…一部実施 ×…未実施

第1節-1 地域の子育て支援サービスの充実

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①保育サービスの充実	保育園の運営	保育サービスのさらなる充実をめざします。	○ 平成20年度町立保育園1園を民営化したことにより、町立保育園の正職員の率が46%(H19)から76%(H20)に向上。
	延長保育・延長保育の拡大	保育時間をさらに1時間延長し、午後8時までの保育の実施をめざします。	△ 町内民間保育園1園において午後8時まで実施。 ※町立保育園は午後7時まで実施。
	一時保育の拡大	国府保育園での一時保育の実施をめざします。	△ 町内民間保育園1園において一時保育を実施。
	幼稚園における預かり保育* の実施の検討	幼稚園での預かり保育の実施をめざします。	◎ 幼稚園4園で預かり保育を実施。
	保育対象年齢の引下げ・休日保育・病後児保育* 実施の検討	休日保育の実施をめざします。	△ 町内民間保育園1園において休日保育、生後2ヵ月からの保育年齢の引き下げを実施。
②地域支援の充実。「育ちの場」の提供	子育て支援センター等における「つどいの広場」の充実	子育て支援センターにおいて「つどいの広場」を開設するとともに、新たに1か所の「つどいの広場」の設置をめざします。	△ 平成17年度に子育て支援センターを開設。「つどいの広場」を設置。
	子育て(保育)ボランティアの活動・拡充	子育てボランティアに対する育児講座を、年1回開催します。	△ 平成20年度育児講座1回開催。

③相談機能の充実	子育て支援センター*における相談事業	子育て支援センターに専門の相談員を2名配置し、常時相談を行います。	◎	平成 17 年度開設の子育て支援センターに専門の相談員常時2名を配置。
----------	--------------------	-----------------------------------	---	-------------------------------------

第1節-2 子育て支援ネットワークづくり

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①子育て支援ネットワークづくり	子育てサークルへの支援	子育て支援センターにおいて、子育てサークルの支援を常時行います。	△ 子育て支援センターにおいて子育てサークルの活動を周知。
	子育てサークルの活動場所の提供	岩田記念室内競技場や、地域会館などを子育てサークルの活動場所として開放します。	△ 一部の子育てサークルは岩田記念室内競技場や地域会館を利用し活動。地域会館の指定管理者制度の導入が見込めず開放が困難。

第1節-3 児童の健全育成

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①子どもたちの「居場所」づくりの推進	地区会館等を活用した集会活動	地区会館を活用した、休日や放課後等の児童の集まる場所を確保し、ボランティアによる集会活動等の実施をめざします。	○ 【放課後子ども教室推進事業に移行】 小学校2校において平成21年度（平成20年度試行）より放課後子ども教室を開設。
②学童保育の*推進	学童保育所	既存施設を活用した、恒久的な活動場所の確保をめざします。	◎ 平成18年度大磯学童保育所改修を実施。 平成19年度国府学童保育所施設を建設。

第2節-1 親と子どもの健康づくり

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①子ども・母親の健康の確保	新生児訪問指導	第2子以降の訪問指導の充実をめざします。	○ 平成20年度民生委員による「こんにちは赤ちゃん事業」を開始。

第2節-2 安全に・安心して外出できる環境の整備

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
③公共施設、公共交通機関のバリアフリー*化	公共施設、公共交通機関のバリアフリー化	大磯駅にエレベーター・エスカレーターを設置します。	◎ 平成19年度大磯駅にエレベーター・エスカレーターを設置。
④公園等の安全の確保	通学路や公園などの照明の確保	町内に150本の防犯灯の設置をめざします。	◎ 平成16年度から平成20年度まで防犯灯を147本設置。

⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	防犯パトロール活動の推進	各地区に15団体の防犯ボランティアの設置をめざします。	◎	15団体の防犯ボランティアを設置。
	防犯講習の実施	学校等において、年間8回の防犯講習会の開催をめざします。	○	幼稚園・小学校・中学校9校合同で年1回防犯講習会を開催。

第3節-1 家庭や地域の「教育力」の向上

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①家庭教育への支援の充実	ファミリー教室	ファミリー教室の内容の見直しを行い、内容の充実を図ります。	◎ 幼稚園のPTA研修会と合同で実施。
②地域の「教育力」の向上	世代間交流事業	世代交流センターを活用した新たな事業を検討し、世代間交流が図れる事業を週1回、実施します。	△ 世代交流センターにおける事業は未実施であるが、保育園によるふれあい交流会・幼稚園による高齢者訪問を実施。

第3節-3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
③健やかな体の育成	部活動の充実	地域指導者の活用を図ります。	◎ 部活動に地域指導者を派遣する。
④信頼される学校づくり	学校施設の整備	大磯中学校校舎耐震改修工事を実施します。新耐震基準以前の幼稚園・学校施設については、耐震診断などの耐震対策を図ります。	◎ 大磯・国府中学校校舎耐震改修工事、国府幼稚園園舎耐震改修工事を実施。校舎・園舎の耐震対策は完了する。

第4節-1 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
①男性を含めた働き方の見直し	男女共同参画事業	男女共同参画推進プランを策定します。	◎ 平成17年度男女共同参画推進プラン策定。

第5節-2 児童虐待防止対策の充実

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
②虐待の早期発見・早期対応	虐待防止マニュアルの作成	虐待防止マニュアルを作成します。	◎ 平成18年度児童虐待相談・通告対応マニュアル作成。

第5節－4 障害児施策の充実

施策	事業名	5年間でめざす取り組み ＜平成21年度数値目標＞	達成状況 ＜平成21年度事業実績＞
②障害児施策の充実	相談支援体制の充実	専門職員を配置します。	◎ 平成18年度障害福祉センターにおいて療育相談を開設。 心理士・保育士を配置。

Ⅱ 考え方・計画編

第

1

章

計画の基本的考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「次世代育成支援対策推進法」第3条には、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」と示されています。

子どもを産み育てることは、社会を維持し次代を創造していく営みであり、その意味において、非常に大切な社会の営み、ということが言えます。しかしながら「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果をみても、子育て中の親たちにとって遊び場の不足、子どもを預かってくれる人やサービスの不足、子育て経験者と知り合える機会の不足など多くの課題があることがうかがえ、それらが十分に提供できていないのが本町の現状と言えます。

本計画は、総合計画を最上位として、その下位計画に位置づけられるまちづくり基本計画、環境基本計画、高齢者保健福祉計画および障害者福祉計画などのさまざまな計画と密接に関わりを持ち、それらの計画を総合的に推進することにより、本町が誇れる豊かな自然環境の中で、子どもを産み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、本計画の子育て支援施策を推進することで、子どもが健やかに、いきいきと成長していくことを望みます。

そして、行政はもとより住民、地域団体、企業などが協力・連携して、社会全体で積極的に取り組み、支援することにより、子どもをもちたいと考える誰もが安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じることができ、何よりも本町のすべての子どもが心豊かに、たくましく成長できるような環境や体制づくりを基本理念とします。

以上の基本理念をひと言で表現する計画の「目標像（キャッチフレーズ）」を、次のようなものとします。

—目標像—

子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

2 計画の基本方針

本計画は、一人ひとりの子どもの主体性と人権を大切にし、子どもの最善の利益を尊重し、また町ぐるみで子どもとその親が“育っていく”のを見守り支えていくことを基本的な視点とし、次の3つを基本方針とします。

基本方針①：安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進

☆子育ての喜びや楽しみを感じることができるよう、親が安心して子育てできる環境づくりを図っていきます。

☆子どもが子どもらしく元気にはつらつと成長できる環境づくりを図っていきます。

☆子どもは、基本的人権を保障された存在であるとの認識に基づき、子どもの人権の擁護を図っていきます。

基本方針②：家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進

☆子育ては家庭を基本とするとともに、さらに行政・地域の人たち・企業・学校など、町ぐるみで子育てを支援する機能の充実を図っていきます。

☆子どもの健やかな成長を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携と充実を図っていきます。

☆子どもの健全な育成が本町の次代を担うという認識に基づき、子どもの個性を生かす教育を図っていきます。

基本方針③：多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実

☆町民のライフスタイルの多様性に対応した多様な施策の展開によって、子育て支援の環境づくりを図っていきます。

3 計画の基本目標

「基本理念」・「目標像」と「基本方針」を受け、本計画の基本目標は、次の5つとします。

1. 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

子育て家庭が、「身近な」場所で支援を受けることができるよう、保育サービスや子育て支援センター*でのサービスの充実を図るとともに、子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の体制の充実に努めます。

また、「子育て支援ネットワーク事業」の推進や子育てサークルへの支援を行うなど、子育て支援の「ネットワーク」づくりを進めます。

さらに、子どもたちの放課後や週末などの「居場所」づくりを推進します。

2. 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

母子保健施策の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児医療の充実にも努めていきます。また、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進などを図り、道路交通の安全の実現をめざします。

さらに、公共施設、公共交通機関のバリアフリー*化や子どもを犯罪などの被害から守るための、ボランティアも含めた活動の推進など、子どもと親が安心して外出できる環境の整備に努めるとともに、子育ての経済的負担の軽減を図ります。

3. 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

子どもたちが健やかに、いきいきと成長していけるように、「子どもを地域全体で育てる」という観点から、家庭や地域における「教育力」を総合的に高めることをめざすとともに、幼児教育や子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境の整備を推進していきます。

また、子どもが大人へと成長する過程において大切な思春期対策にも気を配っていきます。

4. 職業生活と子育ての両立をめざして

子育てと仕事の「両立」の推進や、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しなどをめざします。

5. 心配りが必要な子どもたちへのきめ細やかな取り組みをめざして

一人ひとりの子どもの権利を大切にするとともに、関係機関とのネットワークの整備などの虐待防止対策の充実を図ります。

また、母子父子家庭などの自立支援の推進や障害児施策の充実を図ります。

4 計画対象者等の将来推計

大磯町の平成22年度から同29年度（国の「新待機児童ゼロ作戦」の目標年次）までの8年間の子ども的人数を推計すると、次の表のようになります。0歳から17歳の子ども全体の数の推計値は、同23年度で大きく増加した後に同24年度～同26年度でピークに達し、同26年度以降は減少傾向が続きます。

推計にあたっては、厚生労働省が配布したワークシートを使用しています（「コーホート変化率法」）。

注：コーホート変化率法…各コーホート（同じ年〔または同じ期間〕に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成22年度	219人	258人	246人	226人	256人	268人
平成23年度	214人	226人	272人	250人	231人	269人
平成24年度	208人	221人	239人	276人	256人	243人
平成25年度	200人	215人	234人	243人	282人	270人
平成26年度	193人	207人	228人	238人	249人	296人
平成27年度	186人	200人	220人	232人	244人	262人
平成28年度	180人	193人	213人	224人	238人	257人
平成29年度	172人	187人	206人	217人	230人	251人

	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児
平成22年度	298人	288人	270人	312人	282人	287人
平成23年度	282人	305人	294人	275人	314人	283人
平成24年度	283人	289人	311人	300人	277人	315人
平成25年度	255人	290人	295人	318人	302人	278人
平成26年度	283人	261人	296人	302人	320人	303人
平成27年度	310人	289人	266人	303人	304人	321人
平成28年度	274人	317人	294人	271人	305人	305人
平成29年度	269人	280人	323人	299人	273人	306人

	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
平成22年度	310人	301人	273人	312人	298人	264人
平成23年度	293人	317人	301人	280人	312人	301人
平成24年度	289人	300人	317人	308人	280人	315人
平成25年度	321人	296人	300人	325人	308人	283人
平成26年度	283人	329人	296人	307人	325人	311人
平成27年度	308人	290人	329人	303人	307人	328人
平成28年度	326人	316人	290人	337人	303人	310人
平成29年度	310人	334人	316人	298人	337人	306人

第

2

章

後期行動計画

～子どもたちの、未来をひらくまち、

おいそ～



第2章 行動計画 【行動計画体系図】

第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

- 1 地域の子育て支援サービスの充実
 - ①保育サービスの充実
 - ②待機児童* 対策
 - ③地域支援の充実、「育ちの場」の提供
 - ④相談機能の充実
 - ⑤子育て情報提供体制の充実
 - ⑥幼稚園・保育所の運営などの総合的・一体的な見直し
- 2 子育て支援ネットワークづくり
 - ①子育て支援サークルへの支援・連絡会議開催
- 3 児童の健全育成
 - ①子どもたちの「居場所」づくりの推進
 - ②放課後児童の健全育成・学童保育* の推進
 - ③主任児童委員*・児童委員の活動

第2節 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

- 1 親と子どもの健康づくり
 - ①安全な妊娠・出産への支援
 - ②母子保健・医療体制の支援
 - ③「食育」の推進
- 2 安全に・安心して外出できる環境の整備
 - ①安全な道路交通環境の整備
 - ②交通安全教育の推進
 - ③公共施設、公共交通機関のバリアフリー* 化
 - ④公園等の安全確保
 - ⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 経済的負担の軽減
 - ①手当の支給
 - ②医療費の助成
 - ③就園(学)補助と保育料等の軽減

第3節 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

- 1 家庭や地域の「教育力」の向上
 - ①家庭教育への支援の充実
 - ②地域の「教育力」の向上

- 2 幼児教育の充実
 - ①幼児教育についての情報提供
 - ②幼稚園における教育、子育て支援の充実
 - ③幼稚園、保育所と小学校との連携体制の構築

- 3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備
 - ①確かな学力の育成
 - ②豊かな心の育成
 - ③健やかな体の育成
 - ④信頼される学校づくり

- 4 思春期対策の充実
 - ①思春期保健対策の充実
 - ②性に関する教育・啓発の推進
 - ③引きこもり・不登校等への対応
 - ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 5 次代の親の育成
 - ①啓発・普及と育児・妊婦体験

第4節 職業生活と子育ての両立をめざして

- 1 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し
 - ①男性を含めた働き方の見直し
 - ②父親の子育て参加の促進

- 2 仕事と子育ての両立の推進
 - ①保育サービスの充実
 - ②放課後児童の健全育成・学童保育*の推進
 - ③子育てサポート体制の充実

第5節 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして

- 1 子どもの権利の擁護
 - ①子どもに関する人権啓発の推進
 - ②被害に遭った子どもの支援の推進

- 2 児童虐待防止対策の充実
 - ①虐待の発生予防・早期発見・早期対応
 - ②要保護ネットワークの強化

- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ①支援策の推進と相談体制の充実

- 4 障害児施策の充実
 - ①障害の原因となる疾病などの早期発見
 - ②障害児施策の充実

※行動計画の見方

節の名称

第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

項の名称

1 地域の子育て支援サービスの充実

大磯町の現状と課題を述べています。

【現状と課題】

少子化が急速に進む現在、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要です。

「大磯町次世代育成支援に関するニーズ量調査」の、自由回答欄に記入された町民からのご意見を要約して掲載しています。

＜町民の声＞大磯町は公園が少なく、子ども達が集まり関わっていく場所がないです。

【施策の体系】

地域の子育て支援サービスの充実

- ①保育サービスの充実
- ②待機児童* 対策

これから5年間（平成22年度～平成26年度）の大磯町の子育て支援施策の考え方です。

【施策の方向】

② 待機児童対策

待機児童* 対策として民間保育園の増改築及び空き店舗等を活用した保育園の分園や特定保育を推進します。

「施策の方向」に基づく、「項」ごとの個別の施策・事業の内容です。

担当課です。

施策	区分	名称	内容	所管課
②待機児童* 対策	新規	保育所の定員増加	<p>・保育所の待機児童* 対策として保育所定員の増加を検討するとともに、民間保育園の増改築及び空き店舗等を活用した保育園の分園を推進します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5年間でめざす取り組み 民間保育園の増改築を推進します。 空き店舗等を活用した保育園の分園を推進します。</p>	子育て支援室

事業の内容が記載されています。

「新規事業」・「拡充事業」・「継続事業」の区分です。

「新規事業」・「拡充される事業」の主なもので5年間で本町がめざす目標です。

第1節 身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざして

1 地域の子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子化が急速に進む現在、子どもを安心して育てていくためには、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくりが重要となります。

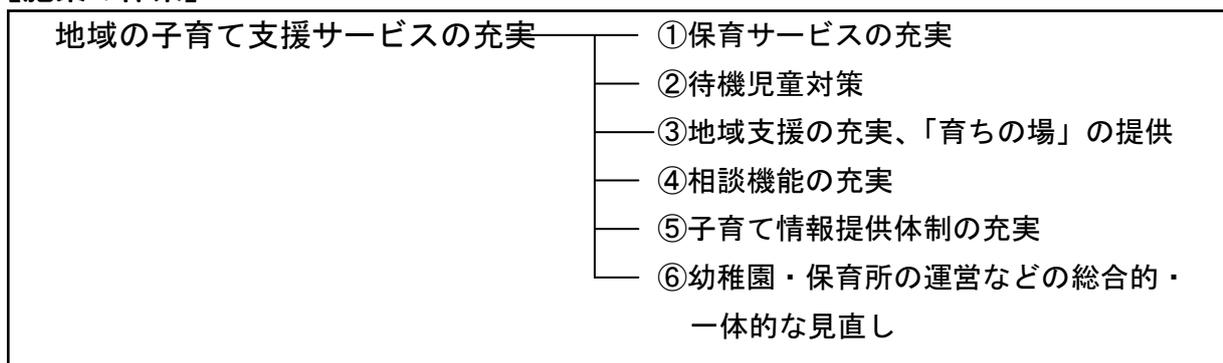
本町には、町立の保育所が1園、民間の保育所が1園あり、通常保育と町立保育園1時間・民間保育園2時間の延長保育、民間保育園での一時保育* や休日保育及び両園での障害児保育の実施など、保育サービスの充実を図ってきました。また、町立幼稚園4園においても3年保育や預かり保育* を開始するなどしてきました。しかし、保護者の就労形態の多様化や経済社会状況変化による保育ニーズの増大から待機児童* が増大しており、特定保育・病後児保育* などのサービスのいっそうの拡充と新たな保育所の受入体制の整備が求められます。

また、平成22年度に開設する「子育て支援総合センター」を中心に、核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化等から起こる子育てに対する負担感や孤独感を軽減するような取り組みを、今後いっそう充実させていく必要があります。また、町内に安心して遊べる場所を確保することも今後の課題となっています。

<町民の声>・大磯町は公園が少ないのと、その中でボール遊びが出来なかつたりと自然に子ども達が集まり関わっていく場所がないと思います。

- ・安心して子どもが遊べる場所の確保。
- ・保育サービスについて周知徹底（出産前から母親教室などで、保育サービスについて説明するなど）。
- ・保育園の定員を増やして欲しい。
- ・働くお母さんも増え保育園など入園待ちという地域もあるようです。できる事なら、幼保連携型の施設を増やし子どもも安心して居れる場所、親も安心してあずけられる場所が必要です。
- ・親の生活（働いている、働いていない）に関わらず、子どもが同じ地域の中の近い、幼保一体の保育施設に入れると良いと思う。保育園が見つからず仕事が出来ないという状態がなくなり安心である。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 保育サービスの充実

女性の社会進出や核家族化による多様化するニーズに対応するため、保育時間のさらなる延長や一時保育*、障害児保育、土曜保育、休日保育、病後児保育* など保育サービスの充実に今後も努めます。

② 待機児童対策

待機児童* 対策として民間保育園の増改築及び空き店舗等を活用した保育園の分園や特定保育を推進します。

③ 地域支援の充実、「育ちの場」の提供

地域において安心して子育てができるよう、支援体制の基盤整備として「子育て支援総合センター」にファミリー・サポート・センター* を設置します。

また、「子育て支援総合センター」を中心に、乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報交換や悩みを分かち合うことができるような「つどいの広場*」を拡充していくことで、幼児同士が遊ぶ機会の減少に対応する、「育ちの場」となるようにし、心身の発達や社会性の獲得の基礎を習得する機会を充実していきます。

④ 相談機能の充実

子育て支援総合センターを中心に、保健センター、幼稚園、保育所などと連携を図りながら、身近な場所で集いつつ悩みを分かち合うことができるような環境をつくり、子育ての中で生じるさまざまな問題等に対して適切な対応ができるよう、専門的なスタッフによる相談事業を充実していきます。

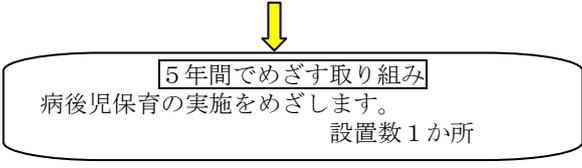
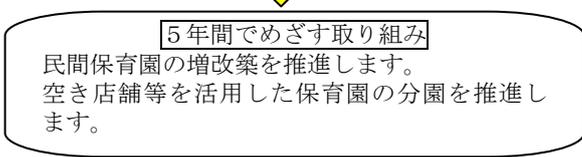
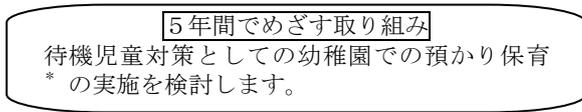
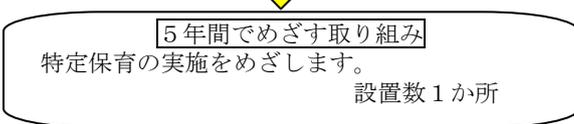
⑤ 子育て情報提供体制の充実

「子育てガイドブック」、ホームページを活用しての情報提供を随時見直し、子育て支援総合センターから利用者が参加した子育て支援の情報の発信を行い、利用者の立場に立った情報を受け取りやすく、またサービスを利用しやすくなるよう、さらに充実します。

⑥ 幼稚園・保育所の運営などの総合的・一体的な見直し

町立の4幼稚園・1保育園の運営などを総合的・一体的に見直すことで、既存の子育て支援サービスが総合的かつ効率的な充実が図ることが可能であるか検討します。また、見直し後の既存施設の有効活用など新たな子育て支援サービスに繋げる基盤整備などの検討を進めるほか、町立幼稚園の統合や園区・定員の見直しや民間誘致、幼稚園と保育所の一元化、民間保育所・幼稚園との連携についても検討を行います。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
① 保育サービスの充実	継続	保育所の運営	・保護者の就労または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を行います。通常保育時間は7時から18時までです。	(子育て支援室)
	継続	延長・休日保育の実施	・保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を町立では1時間、民間では2時間延長し、休日保育も実施します。	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	拡充	病児・病後児保育* 実施の検討	・病後児保育の実施をめざします。 	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	継続	一時保育* の実施	・専業主婦が育児疲れや急病の場合などに、民間保育園において一時的な保育を行います。	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	継続	家庭保育の実施	・保護者が就労や病気などで昼間保育できない場合、家庭保育福祉員が家庭的な雰囲気の中で保育を行います。	(子育て支援室)
	保育サービスの充実に係る主な事業 ・管外保育事業・第三者評価委員会			
② 待機児童対策	新規	保育所の定員増加	・保育所の待機児童* 対策として保育所定員の増加を検討するとともに、民間保育園の増改築及び空き店舗等を活用した保育園の分園を推進します。 	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	拡充	幼稚園における預かり保育* の実施	・地域の実態や保護者の希望に応じて、教育時間(1日4時間)の後に行う、預かり保育を実施します。 	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	新規	特定保育の実施	・保育所の待機児童対策として、保育所で一定程度の保育を行います。 	・関係機関との連携 (子育て支援室)
③ 地域支援の充実、「育ちの場」の提供	新規	「子育て支援総合センター」の開設	・現在の子育て支援センター* に加えファミリー・サポート・センター* と地域交流スペースを兼ねた総合的な施設として「子育て支援総合センター」を開設します。	・町民の参加 ・関係団体の協力 (子育て支援室)
	新規	ファミリー・サポート・センターの運営	・子育て支援総合センターの開設にあわせ、子どもを預けたい人と預かる人で会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を行うファミリー・サポート・センターを設置をします。	・町民の参加 ・関係団体の協力 (子育て支援室)

	拡充	「つどいの広場*」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったりすることができる子育て支援総合センターにおいて「つどいの広場*」を開設します。また、新たに東部地区に「つどいの広場」を設置します。 親子で気軽に楽しく過ごしてもらおう場所として、保健センターを開放し、自由遊びや育児相談等を実施します。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>新たに東部地区に「つどいの広場」を設置します。</p> <p>設置数 1 か所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 町民の協力 (ボランティア) 関係団体の協力 <p>(子育て支援室)</p>
	継続	保育所開放保育*	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人たちに保育所がどのようなところか知ってもらい、園児も地域の子どもや、地域の人たちとふれあって育つことをめざしています。近隣未就学児に園内が開放され、自由に遊ぶことができ、保護者同士が交流したり、保育士から育児のアドバイスを受けたりすることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民との連携 (地域・保護者) <p>(子育て支援室)</p>
	継続	幼稚園施設開放・体験入園	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児と保護者に施設を開放して体験入園をすることで、幼稚園への理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民との連携 <p>(子育て支援室)</p>
	拡充	子育て(保育)ボランティアの活動・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地域において子育て支援の活動を行い、町で子育て中の親を対象とした事業を実施した場合に幼児の保育等を行う、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手の育成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民への支援 (ボランティア) <p>(子育て支援室)</p>
	新規	子育て短期支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間(7日間程度)預かる「ショートステイ*」の施設を開拓・把握し、ひとり親・共働き世帯等、子育て支援を必要とする世帯へ周知できるように検討します。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>受け入れ先を確保します。</p> <p>設置数 1 か所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 <p>(子育て支援室)</p>
④相談機能の充実	継続	子育て支援総合センターや保健センターにおける相談	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援総合センターに専門の相談員を常駐させることにより、子育ての中で生じるさまざまな問題などに対して適切な対応を行います。 乳幼児について、保健師による健康相談・育児相談を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の参加 <p>(スポーツ健康課)</p> <p>(子育て支援室)</p>
	新規	インターネットを活用した育児相談体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談や育児相談などをインターネット等で気軽に行えるような体制づくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の参加 (スポーツ健康課)
⑤子育て情報提供体制の充実	継続	町広報等の積極活用	<ul style="list-style-type: none"> 町広報やパンフレットなどを積極的に活用し、子育て中の親と子にさまざまな情報を提供します。 	<p>(子育て支援室)</p>
	新規	インターネットホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援総合センターにおいて利用者も参加した「子育て支援のページ」を作成し、充実させることで、利用者が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>子育て支援ページを開設します。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 町民の参加 <p>(子育て支援室)</p>
	拡充	子育てガイドブックの充実	<ul style="list-style-type: none"> 「子育てガイドブック」記載内容のさらなる充実をめざし、利用者が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。 	<p>(スポーツ健康課)</p>
⑥幼稚園・保育所の運営などの総合的・一体的	継続	幼稚園・保育所の一元化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園と保育所を一元化することにより、子育てサービスの総合的かつ効率的な運営を図ることについて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の参加 <p>(子育て支援室)</p>

な見直し	継続	幼稚園民営化の検討	・幼稚園の園区・定員の見直し町立幼稚園の統合や、民間誘致について検討します。	・町民の参加 (子育て支援室)
------	----	-----------	--	--------------------

2 子育て支援ネットワークづくり

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域コミュニティにおいてサポートしていく仕組みづくりが重要となります。現在、子育て支援に関係する事業についても、児童委員、子育て（保育）ボランティアなどの多大な協力を得て運営されており、また、それぞれの団体の自主的活動も盛んになっています。

「次世代育成」の環境を整備するためには、児童委員、子育て（保育）ボランティア及び関連団体などと協力するとともに、行政間の連携をさらに強化することにより、子育て支援の「ネットワークづくり」を進めていく必要があります。

<町民の声>・地域のつながり、年齢を超えたつながりをたくさん持つといいと思う。子ども会などを広い地域で交流を深める。町の行事も子どもとお年寄りなど、一緒に行えるものを企画して欲しい。親同士、子ども同士などが集まれる場所（建物）を作って欲しい。
・何か子ども達の間でトラブルがあっても地域の親のつながりがあれば安心して話し合ったり相談しあえるのではないかと思います。

【施策の体系】

子育て支援ネットワークづくり ————— ①子育て支援サークルへの支援・連絡会議開催

【施策の方向】

①子育て支援サークルへの支援・連絡会議開催

これから子育て支援を行うためには、地域における住民の協力が不可欠です。そのため、市民活動を奨励し、さまざまなボランティアグループやNPO法人の育成を進めていきます。また、子育て支援センター* を活用し、子育てサークルなど関連団体の協力を得ながら、子育て中の親子の交流の促進を図っていきます。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①子育て支援サークルへの支援・連絡会議開催	拡充	子育てサークルへの支援	・子育て支援総合センターを活用し、子育てサークルへの支援を推進します。	・町民への支援 (子育て支援室)

継続	子育てサークルの活動場所の提供	・岩田記念室内競技場等の公共施設を子育てサークルに開放し、支援します。	・町民への支援 (子育て支援室)
拡充	ネットワーク会議の定期的開催	・福祉関係者、教育関係者、保育園職員、民生委員・児童委員*、子育て関連団体などで構成する連絡会議を開催し、連携を強化します。	・関係行政機関との連携 ・関係団体との連携 (子育て支援室)
子育て支援ネットワークづくりに関するおもな事業 ・「にこにこクラブ」事業・子育てサークルの活動			

3 児童の健全育成

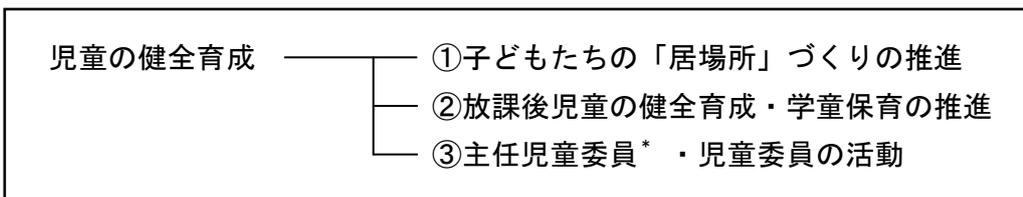
【現状と課題】

子どもが成長していく中で、学校の枠を超えた交流や学年・世代を超えた交流は、社会性の獲得への土台となる重要な体験となります。本町には、児童が気軽に集まれる場所が無く、学童保育* 所等充実させる必要があります。児童が成長する過程において、児童が気軽に集まれる場は重要であり、放課後に児童が集まる場所を含め、既存の公共施設を活用した中で、その確保を検討する必要があります。また各地域に地区管理の集会場があり、その施設を活用することで、地域主体の児童健全育成を検討する必要があります。

＜町民の声＞・子育ては地域のつながりが非常に大切だと考えています。自分の子と同年齢の子どもたちだけでなく、上下の子たちとの交流、また子育てが終わった世代の方たちとの交流もとても必要です。そういった場がもう少し増えたらと思います。

- ・学童保育の充実。
- ・大磯にも児童館があったら良いと思う（雨の日でも思い切り遊べる場所）。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 子どもたちの「居場所」づくりの推進

学童期、思春期の、学校の枠を超えたさまざまな経験や人間関係の広がり、子どもから大人へと成長するにあたり非常に重要となります。公共施設や地区会館において、ボランティアの指導による、子どもたちの「居場所」の提供を検討します。また、小学校敷地内の諸施設や余裕教室などにおいて、地域の方々の参画を得ながらスポーツ・文化活動を推進する放課後子ども教室事業を実施するなど、私たちのまちにふさわしい子どもの健全育成を推進します。

② 放課後児童の健全育成・学童保育の推進

少子化や核家族化が進み、生活環境が変化する中、放課後の児童が集まる場所は、ますます少なくなっており、施設開放等による集まる場所の確保を学童保育* 所を含めた中で検討を行うとともに、現在開設している学童保育所を支援します。

③ 主任児童委員・児童委員の活動

主任児童委員*・児童委員が、地域において、児童の健全育成や児童虐待の防止の取り組み等子どもと子育て家庭への支援を、地域住民と一体となって進めます。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①子どもたちの「居場所」づくりの推進	新規	地区会館等を活用した居場所づくり	・地区会館等を利用し、生涯学習ボランティア・子育て（保育）ボランティア等の指導による子どもたちの居場所づくりを検討します。	・町民への支援（ボランティア・地域） (子育て支援室)
②放課後児童の健全育成・学童保育の推進	継続	学童保育所	・学校の放課後、家庭では子どもの保育が出来ない場合に利用できる制度であり、原則として小学校3年生までが対象です。社会福祉法人及び保護者により運営している学童保育所が各1か所あります。	・関係団体との連携 (子育て支援室)
	継続	放課後子ども教室	・小学校敷地内の諸施設や余裕教室などを利用し、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達と共にスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進します。 ↓ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">5年間でめざす取り組み 運営方法及び開催日数等の変更を検討します。</div>	・町民への支援（ボランティア・地域） (子育て支援室)
③主任児童委員・児童委員の活動	継続	主任児童委員・児童委員の活動	・2名の主任児童委員と50名の児童委員により、さまざまな支援を行います。	・関係団体との連携 (子育て支援室) (保険福祉課)



第2節 子どもと親にとって安全・安心なまちをめざして

1 親と子どもの健康づくり

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、「母子保健」の充実が不可欠です。本町では、平成14年度に母子保健計画『おいそまち子どもプラン』を改定し、乳幼児の健康診査や健康相談など母子保健の推進を図っています。

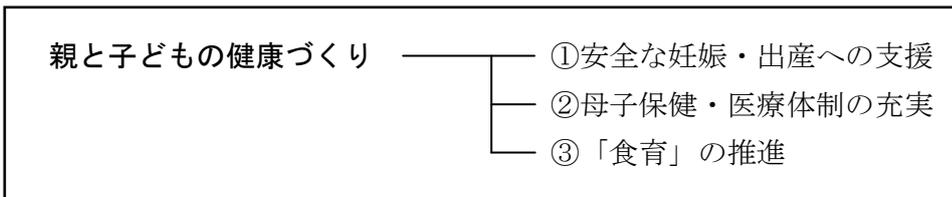
また、妊娠中はさまざまな要因により精神的に不安定になったり、出産後は子育てによる肉体的・精神的負担から孤独感を感じたりすることがあります。これらの不安や心配を和らげ、また子どもの健康に関する必要な知識を普及していくためにも、各種相談事業を充実させることが重要になるとともに、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携を取りながら、母子保健施策等を充実させる必要があります。

さらに、子育て支援の拠点の一つである保健センターの機能を堅持し、母子保健事業の推進に必要な保健師、栄養士等の人材の確保を図ることが重要となります。

＜町民の声＞・出産後に自宅訪問してくれた保健師さんの存在の大きさが私にとっていろいろなところに出かけるきっかけを作ってくれたと思います。いつでも気軽にお金がかからず、そういう方がいてくれたら心強いと思います。

- ・小児医療体制を充実させて欲しい。
- ・もしもの時に、救急の病院体制（特に子どもの）がすぐにとれる機関が増えれば安心なのですが。

【施策の体系】



【施策の方向】

①安全な妊娠・出産への支援

妊娠期の母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等を充実させます。また、妊娠期からの継続した支援体制の整備を進めます。さらに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要なので、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

②母子保健・医療体制の充実

新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等を充実させます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健康診査の場を

活用して親への相談指導等を実施します。

また、小児医療体制は安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、体制の確保・充実に取り組みます。さらに救急医療については、近隣の医療機関との連携をよりいっそう強化し、万が一の場合においても安心できるような体制づくりに取り組んでいきます。

③「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育分野をはじめとするさまざまな分野と連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めていきます。また、母性の健康の確保を図るため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした「食」に関する学習の機会や情報提供も進めます。

<個別施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①安全な妊娠・出産への支援	継続	マタニティスクール	・夫婦で出産を楽しみにしつつ「親になること」のイメージを広げていけるよう、また妊娠をきっかけに家族の健康を見直し、家庭が健康づくりの基盤であることを実感できるように、妊婦とその家族を対象に教室を開催します。	(スポーツ健康課)
	継続	妊婦健康診査	・すこやかな妊娠と出産のため、妊娠中に受ける妊婦健康診査(14回分)の補助を行い受診を勧めます。また産科医との連絡窓口となります。	・関係機関との連携 (スポーツ健康課)
	継続	妊婦歯科検診	・妊娠中の健康管理のために、歯科検診の受診を勧めます。	(スポーツ健康課)
	継続	不妊治療費助成	・不妊治療を希望する夫婦の経済的負担の軽減を図るため、要件を満たした対象者に県や町で助成します。	(スポーツ健康課)
②母子保健・医療体制の充実	継続	医療体制の充実	・小児医療の確保・充実に取り組みます。また近隣の医療機関との連携の強化を図り、救急医療についても安心できる体制づくりを推進します。	・関係機関との連携 (スポーツ健康課)
	継続	新生児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての赤ちゃんを出産した人を助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達状況、母親の産後の健康管理や育児について保健指導を行います。第2子以降の人へも希望があれば訪問します。 ・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生・児童委員が第2子以降の人を訪問し、育児の不安などを聞き必要に応じて保健師や助産師が訪問指導します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 5年間でめざす取り組み 第2子以降の訪問指導の充実をめざします。 </div> </div>	・関係団体の協力 (スポーツ健康課)
	継続	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発育・発達を確認するとともに、育児不安の解消や育児支援も含めて子どもと保護者が心身ともに健康に生活することをめざします。 ・4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科相談、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施します。 	・町民の協力 (ボランティア) (スポーツ健康課)

	継続	乳幼児精密健康診査	・各健康診査の結果、疾病や傷害が疑われ精密検査が必要とされた場合に、精密検査受診券を発行します。	(スポーツ健康課)
	継続	健診事後フォロー教室	・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で子どものことば、行動、生活習慣、社会性、親子関係などで相談のあった保護者と子どもに対して、遊びを通してより良い親子関係が築けるように支援します。	(スポーツ健康課)
	継続	インターネットを活用した育児相談体制の検討(再掲)	・健康相談や育児相談などをインターネット等で気軽に行えるような体制作りを検討します。	・町民の参加 (スポーツ健康課)
	母子保健に関するおもな事業 ・妊娠届・母子健康手帳の交付時の指導・個別心理相談 1歳までの赤ちゃん和妈妈のおしゃべりルーム(育児相談)			
③「食育」の推進	新規	食育推進計画の推進	・平成21年3月に策定した『大磯町食育推進計画』に基づき、町と関係機関が連携して、家庭・教育・地域などで食に関する講座や地産地消など食からの健康づくりを推進します。	・関係機関との連携(子ども育成課) (環境経済課) (スポーツ健康課)

2 安全に・安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

子どもたちが健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して外出・活動できるようなまちづくりが求められています。本町は、歩道幅の狭い道路も多く存在しますが、交通事故発生件数は比較的少ない状況です。今後も警察など関係機関・関係団体と一体となって協力し合いながら安全を確保するとともに、交通安全対策に関するさまざまな事業を進めることにより子どもたちを交通事故から守る必要があります。また、妊産婦をはじめ高齢者、障害のある人まで、すべての人が安心して外出できるよう公共施設は、バリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を今後もさらに推進する必要があります。

子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、その行動範囲も拡大していくことから、事故や犯罪に遭う危険性が高くなります。本町は、首都圏にありながら、周辺市街地よりは犯罪が少ないと考えられますが、身近に危険はあり、子どもたちを犯罪から守るためにも、防犯活動を充実することが重要です。行政や学校だけではなく、さまざまな人の目が行き届くまちづくりをめざす必要があります。

<町民の声>・小学校の通学路となっている道に、ガードレールなどが無かったり、暗かったりするので危険。

・公園や通学路に不審者が出没しており、子どもが(子ども達だけで)安心して遊べる場所がないと感じる。

・道路に対して安全なバリアフリーの歩道の確保が必要。

・歩道があまり整備されてなく、段差が多く、ベビーカーでは通りづらいです。

・公園が見通しが悪くて汚いので改善して欲しい。遊具も安全で魅力あるものを増やして欲しい。

・子どもを狙った犯罪が多い時代なので、公園(近く)に行くのも、近所の習い事に行く

のも心配で、一人では通わせられません。

・シニア世代の方に、放課後子ども教室や登下校時のパトロールなど協力願いたい。

【施策の体系】

安全に・安心して外出できる
環境の整備

- ①安全な道路交通環境の整備
- ②交通安全教育の推進等
- ③公共施設、公共交通機関のバリアフリー*化
- ④公園等の安全確保
- ⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【施策の方向】

① 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、交通バリアフリー法に基づく幅の広い歩道の整備や生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

② 交通安全教育の推進等

子ども、子育てを行う親等を対象とする参加・体験・実践型の交通安全教育を本町の実情に即して推進し、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。

③ 公共施設、公共交通機関のバリアフリー化

妊産婦や乳幼児連れの人等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進していきます。

④ 公園等の安全確保

子どもとその親にとって安心できる環境の整備を図るため、死角のない公園を目指すとともに、公園遊具・照明などの点検・整備・再生などにより魅力ある公園づくりを推進します。

⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、関係機関との連携の強化を進め、ボランティアなどによる防犯活動を推進していきます。また、防犯研修会等を開催し、防犯に関する普及・啓発活動を行って、犯罪の抑止・撲滅をめざします。インターネット上の有害情報による犯罪等に巻き込まれない対策を実施するとともに、関係業界に協力を求める必要があります。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①安全な道路交通環境の整備	継続	ストップマーク表示	・停止線や止まれなどの規制ができない箇所についてストップマークの表示を進めます。 幼稚園交通安全クラブが通園路の危険箇所に表示。 小学校の通学路点検等で判明した危険箇所に表示。	・関係団体の協力 (町民課)
	新規	交通量が多い道路等への歩道等の整備	・交通量が多い町道等への歩道の整備を進めます。 ・国道道における通学時等の危険な場所の改善を要望します。	(建設課) (都市計画課)
	安全な道路交通環境の整備に関するおもな事業 ・道路反射鏡(カーブミラー)の整備			
②交通安全教育の推進等	継続	児童・園児交通安全教育	・学校・地域・PTA・各団体が協力して交通安全教育を進めます。 ・交通安全教室実施にあたり、交通安全協会や交通安全対策協議会との連携を図り支援します。	・関係団体の協力 ・関係団体との連携 (町民課)
	継続	児童・園児事故防止	・新入園児に対して、「安全帽子」(黄色い帽子)や「交通安全ランドセルカバー」を配布します。	(町民課)
	交通安全教室・交通事故防止対策の推進に関するおもな事業 ・チャイルドシート着用の徹底、貸出 ・交通安全ポスターや標語の募集			
③公共施設、公共交通機関のバリアフリー化	拡充	公共施設・公共機関のバリアフリー化	・公共施設、公共機関のバリアフリー*化を推進し、幼児連れにやさしい環境づくりをめざします。	(保険福祉課) (町民課)
④公園等の安全確保	継続	照明の確保	・防犯灯を整備します。 ・公園内を明るく保つことや、内外から見通しを良くするため、公園灯周辺の樹木の剪定や生垣の間伐などを実施します。	・町民との連携 (町民課) (都市計画課)
	拡充	公園遊具の安全性確保と再整備	・公園遊具の定期点検を実施するとともに安全な遊具の再整備を進めます。	(都市計画課)
⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	拡充	犯罪等に関する情報提供等の推進	・町民の自主防犯行動を促進するため、町ホームページに町内における犯罪発生件数や不審者情報を掲載します。 ・町広報で防犯記事の掲載を行うことや、区長に対して防犯情報の提供を行うなど、犯罪等に関する情報提供を推進します。 ・子どもを犯罪等の被害から守るため、子ども安全メールの登録を推進するなど、関係機関・団体との情報交換を充実します。	・関係機関との連携 (町民課) (子ども育成課)
	新規	インターネット被害に巻き込まれない対策	・利用の実態を把握し、家庭・学校等が一体となってモラル教育を行うとともに、関係業界への働きかけを行います。	・関係機関との連携 (町民課) (子ども育成課)
	拡充	防犯パトロール活動の推進	・学校付近・通学路・公園等において、PTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携してのパトロール活動を推進します。 ・青色防犯パトロールを拡充します。 ↓ 5年間でめざす取り組み 未設置の各地区への防犯ボランティアの設置をめざします。	・町民との連携(ボランティア) ・関係行政機関との連携 ・関係団体との連携 (町民課)
	拡充	防犯講習の実施	・子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。 ↓ 5年間でめざす取り組み 地域における防犯講習会の開催をめざします。	・関係団体への支援 (町民課) (子ども育成課)

	継続	防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA主催により、登下校途中の児童・生徒が緊急時に立ち寄ることができる「子どもSOS」家庭を引き続き募集、防犯ボランティア活動を支援します。 ・防災行政無線の活用により、防犯ボランティア等の円滑な活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への支援（ボランティア） （子ども育成課） （町民課）
--	----	---------------	---	--

3 経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育てをしていく上で、医療にかかる費用、教育にかかる費用など経済的な負担が大きなものとなっています。本町では、平成21年度に町独自で小児医療費の通院にかかる保険診療自己負担分の助成対象を小学校修了前まで引き上げ、子育て中の家庭の経済負担の軽減に努めました。また平成22年6月より国による大きな制度改革として、「児童手当」に変わり、「子ども手当」が対象年齢・支給額等とも大幅に拡充され支給されることとなります。今後も、国の制度の動向を見きわめつつ随時見直しを図っていきます。

<町民の声>・児童手当が少なすぎる。

- ・所得に関わらず、子どもにお金がかかるのだから児童手当や医療費の負担をしてほしい。
- ・児童手当の支給金額がもっと増えたら助かります。子どもを1人育てるにはかなりのお金がかかるのでもう1人産みたいな…と思っても考えてしまいます。
- ・児童手当がせめて、中学生まで支給されること。
- ・父子家庭は母子家庭に比べ、支援が少なく大変なことが、ひとり親になり初めて分かりました。家のように収入もまあまああるし、家もありとなると、援助が受けられないのかなと思ったら、「父子家庭はないんです」と言われてしまった。

【施策の体系】



【施策の方向】

①手当の支給

次代の社会を担う児童の健全な育成のため、各種手当を支給することにより経済的な負担の軽減を図り、家庭における生活の安定に寄与します。また、ひとり親家庭の自立促進や障害のある児童の福祉の増進を図ることも目的とします。

②医療費の助成

子育て家庭の医療費の負担を減らすため、子どもの通院や入院にかかる医療費の保険適用分を所得制限を設けた上で助成します。ひとり親家庭には、親と子双方の医療費の

助成を行い、経済的な負担の軽減に努めます。

③就園（学）補助と保育料等の軽減

経済的理由で就園または就学が困難な家庭に対し、諸条件を満たした上で保育料や学費や教材費の補助や援助を行います。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①手当の支給	継続	子ども手当支給	・家庭における生活の安定と次代の社会をにやう児童の健全な育成、資質の向上を目的として、児童を養育している人に手当を支給します。	(子育て支援室)
	継続	児童扶養手当支給	・18歳未満(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を扶養しているひとり親家庭の児童を養育している人に手当を支給します。なお、平成22年度8月より父子家庭も制度の対象となります。	(子育て支援室)
	継続	特別児童扶養手当支給	・障害のある20歳未満の児童を扶養している人に手当を支給します。	(子育て支援室)
②医療費助成	拡充	小児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの通院における保険適用分医療費を、所得制限を設けた中で小学校卒業前まで助成します。 ・子どもの入院における保険適用分医療費を、所得制限を設けた中で中学校卒業まで助成します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">5年間でめざす取り組み</div> 対象者の拡大について検討します。 </div>	(子育て支援室)
	継続	ひとり親家庭等医療費助成	・母子・父子家庭の母または父と児童(18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童)が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。	(子育て支援室)
③就園(学)補助と保育料等の軽減	継続	高等学校等就学支援補助	・経済的理由により高校等への就学が困難な者または就学の継続が困難で諸条件を満たした者に対し、補助金を交付します。	(子ども育成課)
	拡充	私立幼稚園就園補助	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園に通っている園児の保護者にかかる負担を軽減するため、保護者の住民税の課税状況に応じて、幼稚園を通じて就園補助金を支給します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">5年間でめざす取り組み</div> 小磯幼稚園統合により削減された予算を活用し町単独の補助を創設します。 </div>	(子ども育成課)
	継続	小・中学校就学援助制度	・経済的事情により就学が困難な家庭に対し、学用品などの費用の一部を援助します。	(子ども育成課)
	継続	ひとり親家庭等助成金支給	・ひとり親家庭等の18歳未満の児童(4月1日現在で6ヵ月以上町在住)が小学校・中学校・高校へ入学したときに助成金を支給します。	(子育て支援室)
	拡充	保育所の保育料等の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの保育所入所の際、保育料軽減を実施します。 ・一時保育[*]、延長保育、特定保育の料金の負担を軽減します。 	(子育て支援室)

第3節 子どもたちが健やかにいきいきと成長できるまちをめざして

1 家庭や地域の「教育力」の向上

【現状と課題】

子どもたちの生活は、学校生活だけでなく家庭や地域社会での生活すべてから成り立っています。核家族化が進んで地域との関わりも少なくなり、子どもの生活形態の変化による人間関係の希薄化などに伴う家庭の「教育力」の低下が懸念されています。

本町では、「家庭教育学級」「サロンドカルチャー」など、家庭の教育力を向上させる事業を実施していますが、子どもの成長に応じて子どもと親と一緒に学んだり、必要な情報や機会を適切に得たりできるような場を整備し、相談体制を充実する必要があります。また、家庭教育を補完するものとして、「子どもを地域社会全体で育てる」という観点から学校、家庭、地域社会が連携して共同体験やサークル活動を行い、地域の「教育力」を総合的に高めていくことが必要となります。

＜町民の声＞・「子ども会」の存在をもっと重要なものにし、中学生も参加できたらもっと地域に結束力が生まれるような気がします。

- ・近所の世代を超えた交流。
- ・どうしても両親が働かないといけない家庭が多いので、地域ぐるみで時間のあるリタイアした世代の人たちにも子育てを応援していただけるような場があれば良いのではないのでしょうか。
- ・子育ては地域のつながりが非常に大切だと考えています。自分の子と同年齢の子どもたちだけでなく、上下の子たちとの交流、また子育てが終わった世代の方たちとの交流もとても必要です。そういった場がもう少し増えたらなと思います。
- ・子ども会や地域対抗のスポーツ大会の開催。

【施策の体系】

家庭や地域の「教育力」の向上

①家庭教育への支援の充実

②地域の「教育力」の向上

【施策の方向】

① 家庭教育への支援の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たすものであり、図書館・生涯学習館等の社会教育施設をはじめ、小中学校の保護者の活動や乳幼児健診、就学時健診等、多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うよう努めます。

また、子育て経験者等の「子育て（保育）ボランティア」を養成・配置をすることにより、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を図ります。

② 地域の「教育力」の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら主体的に判断、行動してよりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」をはぐくんでいけるよう、地域住民、青少年指導員、体育指導委員や関係機関の協力によって、地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動及び学習活動の機会の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備等を図り、地域の「教育力」を向上させます。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①家庭教育への支援の充実	拡充	家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> 幼児及び小学生の子どもをもつ保護者及びその家庭を対象としたセミナーで、子育ての中で学習を通じ、親としての家庭教育のあり方を学びます。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">5年間でめざす取り組み</p> <p style="text-align: center;">母親のみならず父親の子育てに参考となる課題も積極的に取り組みます。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の参加 <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
	継続	ブックスタート*	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児とその保護者すべてを対象に、「赤ちゃん絵本を開く時間の大切さ」などのメッセージを直接伝えながら、絵本の読み聞かせを行い、本やブックリスト、図書館の利用案内等が入った「ブックスタート・パック」を手渡します。 ・事業に協力するボランティアを養成します。 ・「ブックスタート・フォローアップ事業」として0歳児向き及び児童関係図書の実施を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の協力（ボランティア） <p style="text-align: right;">(生涯学習課 図書館)</p>
	家庭教育への支援の充実に関するおもな事業 ・サロンドカルチャー・子育て（保育）ボランティアの活動・拡充（再掲）			
②地域の「教育力」の向上	継続	子ども読書活動推進計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・『子ども読書活動推進計画』に基づき、図書館や文庫の利用を推進し、読書に親しむ環境を整備します。 ・事業に協力するボランティア養成・育成のための講座を開催します。 <p>※平成22年度改訂予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の協力（ボランティア） <p style="text-align: right;">(生涯学習課 図書館)</p>
	拡充	世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの老人会の活動の中で、保育所・幼稚園・小学校などと交流し、世代間の交流を図ります。 ・生涯学習を支援できる人材を確保し、伝統文化の継承等も含め、高齢者等との世代間交流活動を推進していきます。 ・小学校において豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図る地域ふれあい活動を実施します。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">5年間でめざす取り組み</p> <p style="text-align: center;">地域ふれあい交流活動延べ人数を年間 4,000人とします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民との連携 ・関係団体の協力 <p style="text-align: right;">(子育て支援室) (子ども育成課) (生涯学習課)</p>

継続	大磯町スポーツ少年団への支援	・子どもたちのスポーツ活動を支援する『大磯町スポーツ少年団』に補助金を出して、団の維持及び活動を支援します。	・関係団体への支援 (スポーツ健康課)
継続	子ども会・ジュニアリーダー活動	・町内にある子ども会を中心に、年間を通して夏のラジオ体操、野球大会、文化祭、スポーツ活動に積極的に参加し、指導者、リーダー養成を中心とした研修会の開催等活動を展開します。	・関係団体への支援 (生涯学習課)
継続	国際交流	・姉妹都市であるアメリカのデイトン市、ラシン市に高校生を派遣または受入を行い、交流を行うことにより国際意識の高揚を図ります。	・町民との連携 (総務課)
新規	教育講座・スポーツ教室等の実施	・民間学校法人、スポーツクラブによる教育講座・スポーツ教室等に協賛し、小・中学生を対象とした学習の場、活動の場を提供します。 ・人材登録制度を活用し、小・中学生を対象とした学習の場、活動の場を提供します。	・関係団体との協力 (生涯学習課) (スポーツ健康課)
継続	青少年指導員の活動	・地域の青少年の健全育成を図ります。 ・自主活動として、地域青少年との交流の機会を持ちます。	・関係団体への支援 (生涯学習課)
地域の「教育力」の向上に関するおもな事業 ・体育協会活動・体育指導委員の活動			

2 幼児教育の充実

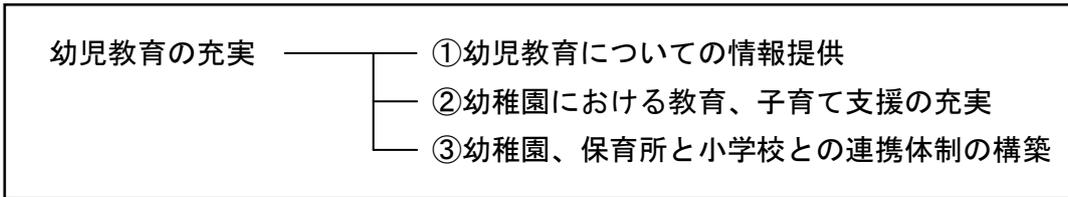
【現状と課題】

就学前の幼児期の子どもたちにとって、幼稚園や保育所での日ごろの生活は、重要な意味を持つものです。本町には、町立の幼稚園が4園あり、幼児の心身の発達及び地域の実態に即した特色ある教育課程を編成しており、また平成15年度から「3歳児保育」を実施したこと等により幼児教育の場として充実してきています。また本町では、平成21年度より保育所を教育委員会の管轄にしたことで、幼稚園と保育所の子ども同士や幼稚園教諭と保育園保育士の交流をますます活発にすることにより保育所での教育力の向上を進めています。さらに預かり保育*や特別支援の充実や民営化、幼稚園と保育所の一体化など新たな事業や制度の検討も必要になってきています。

＜町民の声＞・小学校へ入学した時の保育園、幼稚園での活動内容の差が問題だと考えます。保育園においての教育の充実をお願いしたい。

- ・保育園から小学校に上がる際の壁が大きい。
- ・スウェーデンの教育、子どもに対する支援を学んで欲しい。
- ・親の生活（働いている、働いていない）に関わらず、子どもが同じ地域の中の近い、幼保一体の保育施設に入れると良いと思う。保育園が見つからず仕事が出来ないという状態がなくなり安心である。また、子どもにとっても親の仕事により、幼稚園から保育園と環境を変えるのは負担である。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 幼児教育についての情報提供

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方についての保護者や地域住民等の理解を推進します。

② 幼稚園における教育、子育て支援の充実

幼稚園における幼児教育については、内容などの見直しを随時行い、幼児の心身の発達及び地域の実態に即した特色ある教育課程を編成し、幼児一人ひとりの可能性が拓かれるよう、きめ細かな指導を充実させます。また保育所については、幼稚園・保育所の子ども同士の交流や幼稚園の教育課程を取り入れることにより幼児教育を推進します。さらに子育て家庭のニーズに合わせて預かり保育* 等既存事業の見直しや新たな事業や制度の検討を行います。

③ 幼稚園、保育所と小学校との連携体制の構築

幼稚園や保育所での教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校の行事に園児や保護者が参加する場をつくったり、保育者と小学校の教員による話し合いの場をつくったりするなど、幼稚園、保育所と小学校との連携の体制を構築します。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
① 幼児教育についての情報提供	拡充	幼児教育における情報提供及び保護者地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会や遠足等の日常教育活動での保護者の協力、交通安全指導における地域住民の協力等、情報を提供するとともに、保護者や地域住民との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の協力（地域・保護者） ・ 町民との連携（子育て支援室）
② 幼稚園における教育、子育て支援の充実	継続	幼稚園運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園4園により、3歳～就学前までの幼児を対象に幼児教育を行います。 ・ 年少クラスへの教員支援員の配置により、幼児教育の充実を図ります。 ・ 大磯・小磯幼稚園の統廃合をめざします。 ・ A E Tを配置します。 	(子育て支援室)
	拡充	私立幼稚園就園世帯への支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園に通っている園児の保護者にかかる負担を軽減するため、保護者の住民税の課税状況に応じて、幼稚園を通じて就園補助金を支給します。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">5年間でめざす取り組み</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">小磯幼稚園統合により削減された予算を活用し町単独の補助を創設します。</p> </div>	(子育て支援室)

	拡充	幼稚園における預かり保育の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態や保護者の希望に応じて、教育時間（1日4時間）の後に行う、預かり保育*の充実をめざします。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>待機児童*対策としての幼稚園での預かり保育の実施を検討します。</p> </div>	(子育て支援室)
	新規	特別支援教育総合推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等を含む、特別な支援を必要とする幼児に対する総合的な支援体制整備を図ります。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>特別な支援が必要とする幼児に対して教育支援員を配置します。</p> </div>	(子育て支援室)
	新規	保育所における幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所の子ども同士の交流や幼稚園の教育課程を取り入れることにより幼児教育を推進します。 ・AETを活用し英語に親しむ場を提供します。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>AETを年間12回派遣します。</p> </div>	(子育て支援室)
幼稚園における教育、子育て支援の充実に関するおもな事業 ・幼稚園施設開放・体験入園（再掲）				
③幼稚園、保育所と小学校との連携体制の構築	拡充	幼稚園と小学校の連携、幼稚園教諭と保育園保育士の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校の行事や総合学習等を通して子どもたちの交流を推進します。また職員間では、保育参観や研究会を開催することで連携を推進します。 ・幼稚園教諭と保育園保育士を交流させることにより、連携を推進します。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5年間でめざす取り組み</p> <p>合同幼児教育の実施回数を年間70回とします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関との連携 <p style="text-align: right;">(子育て支援室)</p>

3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備

【現状と課題】

本町には、小中学校がそれぞれ2校ずつと、国府小・中学校の生沢分校の、計5つの小中学校があります。国府小学校においては以前からオープン教室の設置などの独自の取り組みを行ってきましたが、学校週5日制のもと、各学校の特色を活かした指導を行い、次代のにない手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるように、学校の教育環境の整備に努める必要があります。

<町民の声>・バスや電車で妊婦や子連れに対する視線が冷たいなど、社会全体が子どもに対して優しくない。学校で道徳教育を重視して欲しい。
・心を育てていく大切さを理解できる場が学校教育の中にもっと入っていると良いのでは？と思います。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 確かな学力の育成

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるなどして、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、それを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成や学習意欲の向上まで含めた確かな学力を身に付けることができる環境を実現します。

② 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実させます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化、学校・家庭・地域及び関係機関とのネットワークづくりを図ります。

③ 健やかな体の育成

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、体育の授業を充実させるとともに、運動部活動についても地域指導者の活用などにより充実、改善を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために食育や健康教育を推進します。

④ 信頼される学校づくり

学校評議員制度等により、地域や家庭と学校との連携を図る等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

また、子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を適切に行っていきます。

あわせて、子どもたちが安心して教育を受けることができるように、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、学校における安全管理についての取り組みを継続的に行います。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
① 確かな学力の育成	拡充	教育研究所	・教育研究所事業として、特別研究や学校・研究部・個人グループが行うさまざまな研究を支援し、教育研究の充実を図ります。	(子ども育成課)
	新規	指導法の改善と工夫	・少人数指導等学習形態を工夫し、基礎・基本の定着を図るとともに、35人学級編制を小学校低学年や中学校において積極的に導入します。 ・学習活動の連続性を図るため、小・中連携研究を実施し、児童生徒に限らず教員間での交流も積極的に実施します。 ・授業形態の改善や創意工夫を図るため、ICT 関連機器を積極的に活用し、児童生徒にわかりやすい授業を展開するよう努めます。	(子ども育成課)
② 豊かな心の育成	継続	道徳教育	・道徳の時間により道徳的価値を自覚させます。また全教育活動を通して道徳的実践力を育成します。	(子ども育成課)
	継続	教育相談	・子どもが抱えている心の悩み、不安、ストレスなどの軽減及び解決を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談の充実や校内教育相談体制の整備を図ります。 ・不登校児童、生徒及びその保護者が抱える悩みなどの軽減を図るため「適応指導教室」を運営します。	(子ども育成課)
	継続	平和学習	・小学校において学年ごとに、原爆体験談などの講話を実施することで平和に関する意識の高揚を図ります。	(総務課)
	新規	外国語活動	・小学校での外国語活動を通して、異文化への興味・関心を深め、コミュニケーション能力の育成に努めます。	(子ども育成課)
	拡充	読書推進活動	・「子ども読書活動推進計画」に基づき「読み聞かせ」「一斉読書」等を行い、読書活動を推進させます。 ・学校図書館資料の充実に努め、蔵書管理の電算化の検討を行います。 ・団体貸出やリサイクル本の活用や見学等により町の図書館と学校との連携を深めます。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">5年間でめざす取り組み 学校図書館図書標準達成率を 100%とします。</div>	・町民の協力(ボランティア) (子ども育成課) (生涯学習課 図書館)
	新規	特別支援教育総合推進(再掲)	・発達障害等を含む、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する総合的な支援体制整備を図ります。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">5年間でめざす取り組み 特別な支援が必要とする児童に対して教育支援員を配置します。</div>	(子ども育成課)
③ 健やかな体の育成	継続	子どもたちの体力向上の推進	・子どもたちが外遊びに親しめる環境づくりを進め、体力増進を図るための研究に取り組みます。 ・平成22年中にスポーツ振興計画を策定します。 ・チャレンジ・フェスティバルを開催します。	(スポーツ健康課) (子ども育成課)

	拡充	部活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 部活動検討委員会において諸問題に対する改善策を検討します。 中学校において、地域指導者の活用により、部活動の充実を図ります。 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">5年間でめざす取り組み 地域指導者の活用を図ります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 町民の協力（ボランティア） <p style="text-align: right;">（子ども育成課）</p>
	拡充	健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 歯の健康教育、喫煙飲酒防止教育、薬物乱用防止教育、エイズ教育、安全に関する教育、食に関する指導等を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 <p style="text-align: right;">（スポーツ健康課） （子ども育成課）</p>
④信頼される学校づくり	拡充	学校評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員等による外部からの意見を受け、次年度の教育計画に生かします。 	（子ども育成課）
	拡充	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な学校生活、教育が営まれるよう、施設、設備の維持管理を行うとともに、総合計画に基づいた計画的な整備を行います。 	（子ども育成課）
	拡充	学校における安全体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の防犯安全講習会を実施し、子どもたちの安全確保を図ります。 学校、保護者、地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民との連携（地域・保護者） <p style="text-align: right;">（子ども育成課）</p>

4 思春期対策の充実

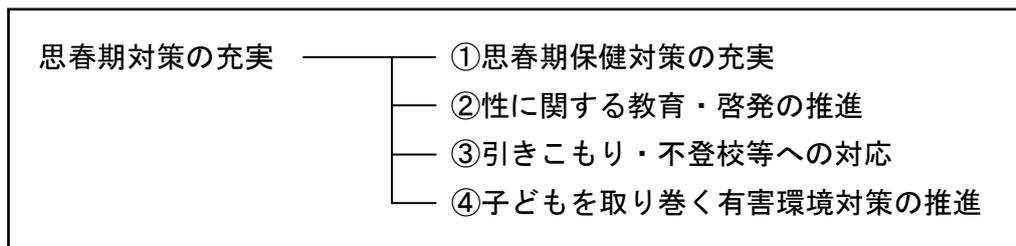
【現状と課題】

思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程ですが、小学校高学年から中学生にかけては、思春期前期に当たり、心も身体も大きく変化し、それに伴ってさまざまな悩みや不安を抱く時期です。性や性感染症予防に関する正しい知識の普及は、学校教育の中で取り上げられていますが、これらの思春期対策を効果的に推進していくためには、保健・医療・福祉・教育などの思春期の子どもたちを取り巻く関係者、特に母子保健と学校教育の連携強化を図ることが必要です。

＜町民の声＞・現在、学校でどのような性教育がなされているのか知りませんが、是非子ども達にも4年生くらいからプロの講師のスピーチを聴かせ、質疑応答などの時間を取ってもらいたいと思います。一度きりでなく、毎年1回くらいという様にし、中学校まで継続してください。性について間違った情報が氾濫している今、とても大切なことだし、自分自身の生命についても考える機会になると思います。

・親の相談窓口を増やす。相談員の質も上げる。実際、学校や県・市町村の窓口では相談にいけないと思う。スクールカウンセラー（いつやっているのか、どうやって申し込むのかしらないけれど）も月一回などでは使いにくし、学校に申し込んではお行きづらいと思う。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な知識・性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に関する専門家の確保や地域における相談体制の充実等を推進します。

② 性に関する教育・啓発の推進

性の逸脱行動の問題点等についての教育・啓発を推進します。

③ 引きこもり・不登校等への対応

心の悩み、不安、ストレス等から不登校や引きこもりを起こす子どもの対応について、学校、適応指導教室、児童相談所及び各種相談機関等が連携し、学校や社会への復帰に向けて支援、協力体制の整備を図ります。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

町内の一般書店やコンビニエンスストア等に対して、性や暴力等に関する過激な情報を掲載した雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を未成年者に販売しないよう、協力を働きかけていきます。また、インターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもたちを守るため、家庭・学校・地域が連携・協力して利用の実態を把握し、情報モラル教育を推進していくとともに、関係業界に協力を求める必要があります。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等との 関わり (所管課)
① 思春期保健対策の充実	継続	性・性感染症予防に関する正しい知識の普及	・小中学校では、性や性感染症について、保健の指導等により正しい知識の定着を図ります。	・関係機関との連携 (子ども育成課)
	継続	喫煙や薬物等に関する教育	・小、中学校において、講師等を招いて飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育に取り組みます。	(子ども育成課)
	継続	教育相談事業の充実	・スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談の充実や、校内教育相談体制の整備を図ります。	(子ども育成課)
② 性に関する教育・啓発の推進	継続	性教育の指導	・児童、生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、性教育の指導を実施します。	(子ども育成課)

③引きこもり・不登校等への対応	継続	支援体制の整備	・スクールカウンセラー、心の教室相談員、訪問相談員等が連携し、子どもへの相談、支援を行います。	(子ども育成課)
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	継続	町内店舗への協力要請	・町内店舗や主要道の路側帯において、有害書籍などを販売しないよう協力を求めます。	・町民の協力 (生涯学習課)
	新規	インターネット被害に巻き込まれない対策(再掲)	・利用の実態を把握し、子ども・家庭・学校等が一体となってモラル教育を行うとともに、関係業界への働きかけを行います。	(町民課) (子ども育成課)

5 次代の親の育成

【現状と課題】

児童、生徒が発達段階に応じ、子育ての意義や親の役割、男女が共同して家庭を築くことの重要性等について、理解を深める「子育て理解教育」を実施することが求められており、現在、学校においては、保育体験学習など児童・生徒の発達段階等に応じ教育課程全体の中で位置づけています。これからも乳幼児とふれあう機会を広げる取り組み等を推進し、育児関連の講座の開設や、乳幼児期の子どもの成長に関する正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなどの学習機会の提供を推進する必要があります。

＜町民の声＞・子どもを産み育てることに対しての重要さや、責任感を持つ為に、思春期の頃から学んでいくと良いのではないかと思います。男女共に、親としての責任感が薄れているように感じます。心を育てていく大切さを理解できる場が学校教育の中にもっと入っていると良いのでは？と思います。

【施策の体系】

次代の親の育成 ————— ①啓発・普及と育児・妊婦体験

【施策の方向】

①啓発・普及と育児・妊婦体験

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女がその希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

特に児童、生徒が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解することができるようにするため、保育所、幼稚園において乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等と の関わり (所管課)
①啓発・普及と育 児・妊婦体験	継続	教育・広報・啓発 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報やホームページにより啓発・普及を行います。 ・小中学校の児童生徒が授業の一環として幼稚園の園児とふれあうことにより、子どもや家庭の大切さを理解する機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 (子ども育成課)
	継続	「総合的な学習 の時間」等を活用 してのふれあ い・育児体験	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て理解教育として、小中学生の保育園や幼稚園における、保育体験学習を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 (子ども育成課)
	継続	男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・教科、特別活動、総合的な学習等を通して、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を発揮できるような教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> (子ども育成課) (生涯学習課)
	新規	妊娠出産前支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高生を対象に妊婦体験と赤ちゃんふれあう機会を提供し、新しい命をはぐくむことの大切さを理解できるよう図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 (子ども育成課) (スポーツ健康課)



第4節 職業生活と子育ての両立をめざして

1 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

【現状と課題】

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランス、いわゆる“ワーク・ライフ・バランス”をとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要になっています。本町には、大きな企業が多数あるというわけではありませんが、事業主に対して「ノー残業デー」の設定や年次有給休暇の積極的な取得を認めるよう意識啓発を図るなど、側面からの働きかけが必要になります。また、育児に参加する男性の意識も同時に啓発していく必要があります。今後も男性の働き方や子育てのあり方についての研修会などを実施する必要があります。

このため、労働者、事業主、町民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等につき、国や県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが重要となります。

＜町民の声＞・ワークライフバランスを推進し(半ば強制)、家庭で過ごす時間を増やしたい(共働きの為)。残業がなくなれば安心して子育てができる。

- ・育児休業制度の充実と保育所の充実を図ることが絶対に必要。
- ・子どもを多く持ちたいと思っても、やはり現実的に金銭面の問題を考えると躊躇してしまう。共働きになろうとしても、簡単にはいかない。保育所に入れなかったり、理解ある職場を探すのも難しいと思う。
- ・母親の職場復帰が容易になるよう、制度の改革や意識の向上が必要。

【施策の体系】

多様な働き方の実現と男性を含めた
働き方の見直し

- ①男性を含めた働き方の見直し
- ②父親の子育て参加の促進

【施策の方向】

① 男性を含めた働き方の見直し

町内の事業所において、それぞれに設定された育児休業取得率の目標が達成できるよう、事業主に対して働きかけを推進します。また、男女共同参画を考慮しながらこの制度の趣旨と目的を理解してもらうよう啓発に努めます。

② 父親の子育て参加の促進

父親が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担について自覚し、家族全員で協力しながら子どもを産み育てていくよう、意識啓発を推進します。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
①男性を含めた働き方の見直し	継続	男女ともが育児休業を取得しやすい環境づくりの町内事業所への啓発	・町内事業所の育児休業実施状況について調査し、現状を把握するとともに町広報等による啓発を行います。 ・町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	・関係機関との連携 (子育て支援室)
	継続	男女共同参画	・『大磯町男女共同参画推進プラン』に基づき、男女共同参画を啓発します。	・町民の参加 (町民課)
②父親の子育て参加の促進	継続	父親の子育て参加の促進	・父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、マタニティー教室や研修会などを通じ実施します。	・町民の参加 (スポーツ健康課) (生涯学習課)

2 仕事と子育ての両立の推進

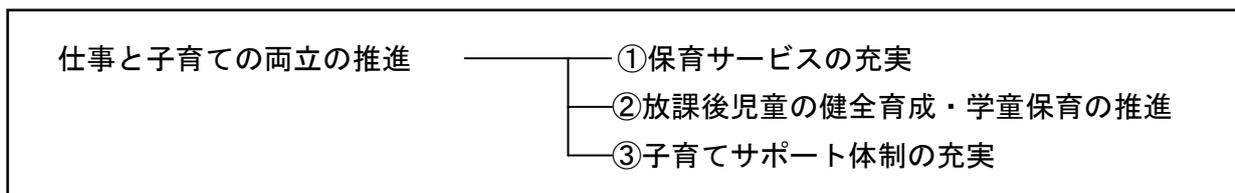
【現状と課題】

社会経済状況の変化及び女性の社会進出が盛んになったこと等により、両親共に働く家庭が増え、親が働いている間子どもたちを預ける場の拡充が求められています。本町には町立の保育所・学童保育* 所などがありますが、定員や保育時間など利用者の希望をかなえられないケースもまれに見受けられ、子育てをしていく中での大きな不安の1つになっています。

保育所等における保育サービス及び放課後児童健全育成事業（学童保育*）の充実を図ることは、仕事と子育ての両立を推進するために重要になります。

<町民の声>・育児休業制度の充実と保育所の充実を図ることが絶対に必要。
 ・育児と就労の両立ができるようになることが必要だと思う。
 ・大磯に親戚がおりませんので、私が育休あけに、子どもが病気になった時、どこに預けようか困っています。ぜひ、大磯にファミリー・サポート・センター* を作ってください。
 ・児童手当や小児医療助成金などを少子化なのだから増やして欲しい。働く親の為にも、子どもが病気の時などのサポート制度をもっと多くして欲しい。特に大磯はすごく遅れていると思う。
 ・学童保育の充実。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 保育サービスの充実

女性の社会進出や核家族化による保育サービスに対するニーズに対応するため、現在民間保育園で2時間、町立保育園で1時間延長している保育時間をさらに延長することや民間保育園で実施している一時保育* を町立保育園で実施することをめざすとともに、障害児保育、休日保育など保育サービスの充実に、今後も努めます。また病後児保育* の実施について検討します。

② 放課後児童の健全育成・学童保育の推進

少子化や核家族化が進み、生活環境が変化する中、放課後の児童が集まる場所はますます少なくなっており、施設開放等による集まる場所の確保を学童保育* 所を含めた中で検討を行うとともに、現在開設している学童保育所を支援します。また、小学校敷地内の諸施設や余裕教室などで行う放課後子ども教室を地域の方々の参画を得て行います。

③ 子育てサポート体制の充実

子育ての手助けが必要な人に対して地域の中で支え合えるよう、子育て支援総合センターにファミリー・サポート・センター* を設置します。

<個別の施策・事業>

施策	区分	事業名	内 容	関係団体等との関わり (所管課)
① 保育サービスの充実	拡充	保育所の運営(再掲)	・保護者の労働または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を行います。通常保育時間は7時から18時までです。	(子育て支援室)
		保育サービスの充実に関するおもな事業(全て再掲) ・病児・病後児保育・管外保育、一時保育、家庭保育、延長・休日保育		
② 放課後児童の健全育成・学童保育* の推進	拡充	学童保育所(再掲)	・学校の放課後、家庭では子どもの保育が出来ない場合に利用できる制度であり、小学校6年生までの保育を行っています。社会福祉法人及び保護者により運営している学童保育所が各1か所あります。	・関係機関との連携 (子育て支援室)
		放課後児童の健全育成・学童保育の推進に関するおもな事業 ・放課後子ども教室推進事業(再掲)		
③ 子育てサポート体制の充実	新規	ファミリー・サポート・センターの運営(再掲)	・子育て支援総合センターの開設にあわせ、子どもを預けたい人と預かる人で会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を行うファミリー・サポート・センターを設置をします。	・町民の参加 ・関係団体の協力 (子育て支援室)

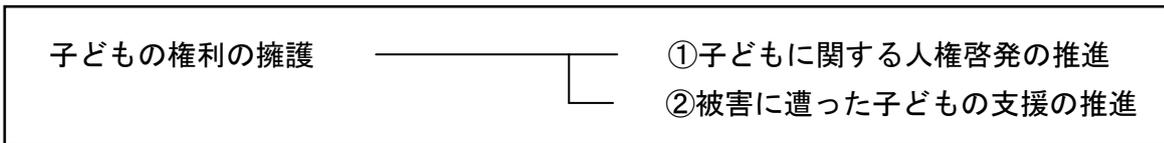
第5節 心配りが必要な子どもたちへのきめ細かな取り組みをめざして

1 子どもの権利の擁護

【現状と課題】

少年犯罪の低年齢化、保護者等による児童虐待や子ども同士のいじめ、また交通事故等において、子どもたちがそれらの被害者、加害者になることにより、人間としての権利が阻害されることが多くなっています。その中で子どもたちは、心的外傷（トラウマ*）を受け、不眠、不安、パニックなどを起こし、混乱したり、孤独感に襲われたりする被害を受けております。本町では人権啓発の講演会等を毎年開催、街頭キャンペーン等人権意識高揚の啓発事業の実施、小中学校での人権教育を進めていますが、これからも町民に対して子どもの人権に関する啓発を、積極的に進めることが重要になります。また被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減して、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施する必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 子どもに関する人権啓発の推進

子どもたちの人権の擁護を推進するための講演会、研修会等を開催します。また啓発活動の充実を図り、人権啓発、児童虐待が起こらない意識啓発を行います。

② 被害に遭った子どもの支援の推進

被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減して、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を充実させます。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等との 関わり (所管課)
① 子どもに関する人権啓発の推進	継続	人権講演会・研修会	・人権週間期間中に人権啓発講演会を開催します。 ・人権意識高揚のための研修会を開催します。	・町民の参加 (生涯学習課) (保険福祉課)
	継続	人権啓発活動	・街頭キャンペーン等で啓発活動を行います。	・関係団体の協力 (町民課)

②被害に遭った子どもの支援の推進	継続	専門のスタッフによりカウンセリング	・被害に遭った子どもに対して、専門の職員によるカウンセリングを実施します。	・関係機関との連携 (子育て支援室)
------------------	----	-------------------	---------------------------------------	---------------------------

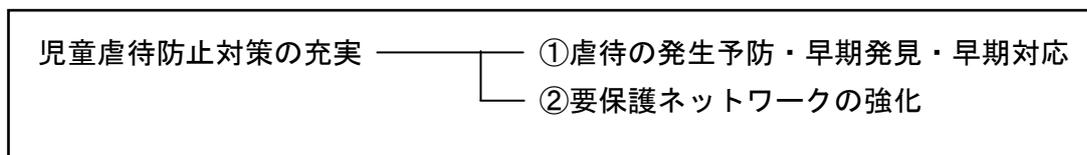
2 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目の無い総合的な支援策を講ずるとともに、福祉関係者のみならず医療、保健、教育、警察等、地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠となります。最近の児童虐待のケースは複雑になり、ニュースでも数多く取り上げられています。そのケースに対応するため平成17年度に児童虐待防止法が改正され、虐待の定義がより広くなり、通告義務も拡大されました。本町では、『大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル』に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う体制の強化を図ってきました。また同時期に改正された児童福祉法により、児童虐待などに関する相談などの一義的業務が県より委譲されることになり、本町においても相談体制の整備が急務とされました。こうした中、平成18年4月に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係職員、関係機関と連携をとり、互いの情報交換及び連絡体制の強化を図り、要保護児童に対する情報の共有に努めてきました。町民にとって最も身近な「町」の子育て支援ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で非常に有効であることから、よりいっそうの充実が不可欠となります。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の「心の健康づくり」対策の推進をめざすことが必要です。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 虐待の発生予防・早期発見・早期対応

日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスの充実に努め、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

② 要保護ネットワークの強化

児童相談所、小学校、幼稚園及び保育所などと連携を密接に図り、地域において虐待を地域で見守るようなしくみを強化する必要があります。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等との 関わり (所管課)
①虐待の発生予防・早期発見・早期対応	継続	健診事後フォロー教室（再掲）	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で子どもの言葉・行動・生活習慣・社会性・親子関係などで相談があった保護者と子どもに対して、遊びを通してよい親子関係が築けるよう支援します。	・町民の参加 (スポーツ健康課)
	虐待の発生予防・早期発見・早期対応に係る主な事業 ・個別心理相談（再掲）			
②要保護ネットワークの強化	拡充	要保護ネットワーク	・「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるように、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制を充実させます。	・関係機関との連携 ・関係団体との連携 (子育て支援室)
	継続	虐待防止マニュアルの活用	・「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。	(子育て支援室)
	要保護ネットワークの強化に関するおもな事業 ・主任児童委員*・児童委員の活動（再掲）			

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚の増加等によってひとり親家庭等が急増している中で、それらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置く必要があります。本町においてもひとり親家庭は年々増加しており、「ひとり親家庭等医療費助成」についても年々増加する傾向にあります。子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策について、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

<町民の声>・母子家庭の為の就職支援をもっと力を入れていただきたいです。
 ・母子家庭への援助の充実とまでは言いませんが、協力体制が出来ればいいと思います。
 ・父子家庭は母子家庭に比べ、支援が少なく大変なことが、ひとり親になり初めて分かりました。家のように収入もまあまああるし、家もありとなると、援助が受けられないのかなと思ったら、「父子家庭はないんです」と言われてしまった。

【施策の体系】

ひとり親家庭等の自立支援の推進 ————— ①支援策の推進と相談体制の充実

【施策の方向】

①支援策の推進と相談体制の充実

子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業所に対する協力の要請に努めます。

また、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や、施策・取り組みに関する情報提供に努めます。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等との 関わり (所管課)
①支援策の推進と相談体制の充実	継続	ひとり親家庭等助成金支給（再掲）	・ひとり親家庭等の18歳未満の児童（4月1日現在で6か月以上町在住）が小学校・中学校・高校へ入学したときに助成金を支給します。	（子育て支援室）
	継続	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	・母子、父子家庭の母または父と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童）が病気などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。	（子育て支援室）
	拡充	子育て短期支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ*」の施設を開拓・把握し、ひとり親・共働き世帯等、子育て支援を必要とする世帯へ周知できるように検討します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 5年間でめざす取り組み 受け入れ先を確保します 設置数1か所 </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 （子育て支援室）
	拡充	保育所の保育料等の負担の軽減（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの保育所入所の際、保育料軽減を実施します。 ・一時保育*、延長保育、特定保育の料金の負担を軽減します。 	（子育て支援室）

4 障害児施策の充実

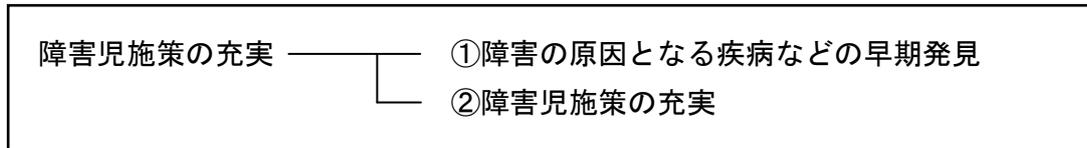
【現状と課題】

障害ある子どもへのサポートにあたっては、障害のある・なしに関わらず、分け隔てられることなく普通の生活を送れるような環境の整備を進めていかなければなりません。また、その過程においては、障害のある子どもが地域で生き生きと生活できるよう、成長できるような配慮が必要です。

本町においては、3障害（身体障害・知的障害・精神障害）の総合的支援センターとして「横溝千鶴子記念障害福祉センター」がありますが、今後もこの施設を中心に支援体制の整備を図っていく必要があります。また、『大磯町障害者福祉計画』（平成18年度改定）と連携を取りながら、障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが大切です。そのほか、障害児（発達障害児）ネットワーク体制の強化を図り、発達障害のある子ども

へのサポート体制をよりいっそう充実させていくことが求められます。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 障害の原因となる疾病などの早期発見

妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子ども及び発達に問題があると思われる子どもに対しては、関係機関の連携により、最善の方策を考えていきます。

② 障害児施策の充実

障害のある子どもが住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、保健・福祉・教育の関係者の連携を図り、障害者総合相談窓口の設置により相談体制を充実させるとともに、子育て自主グループの育成・支援の推進による生活環境・障害児教育などの学習環境を整備します。また、社会・経済的支援を推進していきます。

<個別の施策・事業>

施策	新規 拡充	事業名	内 容	関係団体等との 関わり (所管課)
①障害の原因となる疾病などの早期発見	継続	健診事後フォロー教室（再掲）	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で子どもの言葉・行動・生活・社会性・親子関係などで相談があった保護者と子どもに対して、遊びを通してよい親子関係が築けるように支援します。	・町民の参加 (スポーツ健康課)
	継続	新生児訪問指導（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての赤ちゃんを出産した母親を、助産師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達状況などについて保健指導を行います。 ・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生児童委員が第2子以降の人を訪問し、育児の不安などを聞き必要に応じて保健師や助産師が訪問指導します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 5年間でめざす取り組み 第2子以降の訪問指導の充実をめざします。 </div> </div>	・町民の参加 (スポーツ健康課)
	新規	ネットワーク体制の強化	・発達障害児に対して相談記録シートを作成し、ネットワークの強化に努めます。	(子ども育成課) (保険福祉課) (スポーツ健康課)
障害の原因となる疾病などの早期発見に関するおもな事業 ・個別心理相談（再掲）・妊婦健康診査（再掲）				

② 障害児施策の充実	継続	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児に関する全般的な生活相談を実施します。その他、児童相談所等と連携するとともに、障害福祉センターにおいて障害児の療育相談を実施します。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">5年間でめざす取り組み</p> <p style="text-align: center;">専門職員を配置する、療育相談を週1回開催します。</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関との連携 <p style="text-align: right;">(保険福祉課)</p>
	継続	障害児を対象とした巡回リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障害児の機能回復・相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携 <p style="text-align: right;">(保険福祉課)</p>
	継続	障害者自立支援法における障害福祉サービスの円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の在宅サービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイサービス）の推進を図ります。 	<p style="text-align: right;">(保険福祉課)</p>
	新規	特別支援教育総合推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害等を含む、特別な支援を必要とする幼児・児童に対する総合的な支援体制整備を図ります。 <div style="text-align: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">5年間でめざす取り組み</p> <p style="text-align: center;">特別な支援が必要とする幼児・児童に対して教育支援員を配置します。</p> </div> </div>	<p style="text-align: right;">(子育て支援室)</p>
	新規	中・高生の放課後支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害をもつ中学生・高校生の放課後における活動の場を確保し、障害児を介護している家族の一時的な休息を図ります。 	<p style="text-align: right;">(保険福祉課)</p>
<p>障害児施策の充実に関するおもな事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー券助成事業・障害者医療費助成事業・心身障害者福祉年金・補装具、日常生活用具給付 ・ 身体障害者福祉車両購入助成事業 				

第

3

章

計画の目標



1 後期計画目標事業量

『大磯町次世代育成支援地域行動計画』後期計画では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進するため、計画全体の目標値を設定し、毎年度点検・評価を行います。そして、取り組みの成果や課題を把握することで施策実施における実効性を高めるとともに、施策の改善につなげていきます。

国・県に目標事業量を報告した事業のうち、実施を予定している以下の事業につき、本計画の「数値目標」として掲げます。

認可保育所		3歳未満		3歳以上		合計	
平成 29 年度	目標事業量	115	人	140	人	255	人
26 年度	目標事業量	95	人	125	人	220	人
21 年度	現状値（定員数）	72	人	108	人	180	人

延長保育事業							
平成 29 年度	目標値	2	か所			50	人
26 年度	目標値	2	か所			40	人
21 年度	現状値	2	か所			40	人

一時預かり事業			
平成 29 年度	目標値	1	か所
26 年度	目標値	1	か所
21 年度	現状値	1	か所

		特定保育		夜間保育		トワイライトステイ事業	
平成 29 年度	目標値	1	か所	0	か所	0	か所
26 年度	目標値	1	か所	0	か所	0	か所
21 年度	現状値	0	か所	0	か所	0	か所

		休日保育		病児・病後児保育*		ショートステイ事業*	
平成 29 年度	目標値	1	か所	1	か所	1	か所
26 年度	目標値	1	か所	1	か所	1	か所
21 年度	現状値	1	か所	0	か所	0	か所

放課後児童健全育成事業		1～3年生	
平成 29 年度	目標値	157	人
26 年度	目標値	137	人
21 年度	現状値（定員数）	137	人

放課後子ども教室			
平成 29 年度	目標値	2	か所
26 年度	目標値	2	か所
21 年度	現状値	2	か所

地域子育て支援拠点事業			
平成 29 年度	目標値	2	か所
26 年度	目標値	2	か所
21 年度	現状値	1	か所

ファミリー・サポート・センター事業*			
平成 29 年度	目標値	1	か所
26 年度	目標値	1	か所
21 年度	現状値	0	か所

第

4

章

計画の推進と進行管理



1 適切な役割分担による計画の推進

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取り組みを進めていきます。

① すべての町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解し合うよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や子育て、ボランティアなどに関する学習の機会の拡充などにより、すべての町民の参画を促進します。

② 情報提供等の充実

さまざまな子育て支援サービスなどの情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなども活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

③ 保健・医療・福祉の連携

次世代を健やかに育てるために、母子保健・医療・児童福祉などの連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また町単独ではなく広域的に取り組んでいった方が良いことについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

④ 地域の連携

子どもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行っていきます。

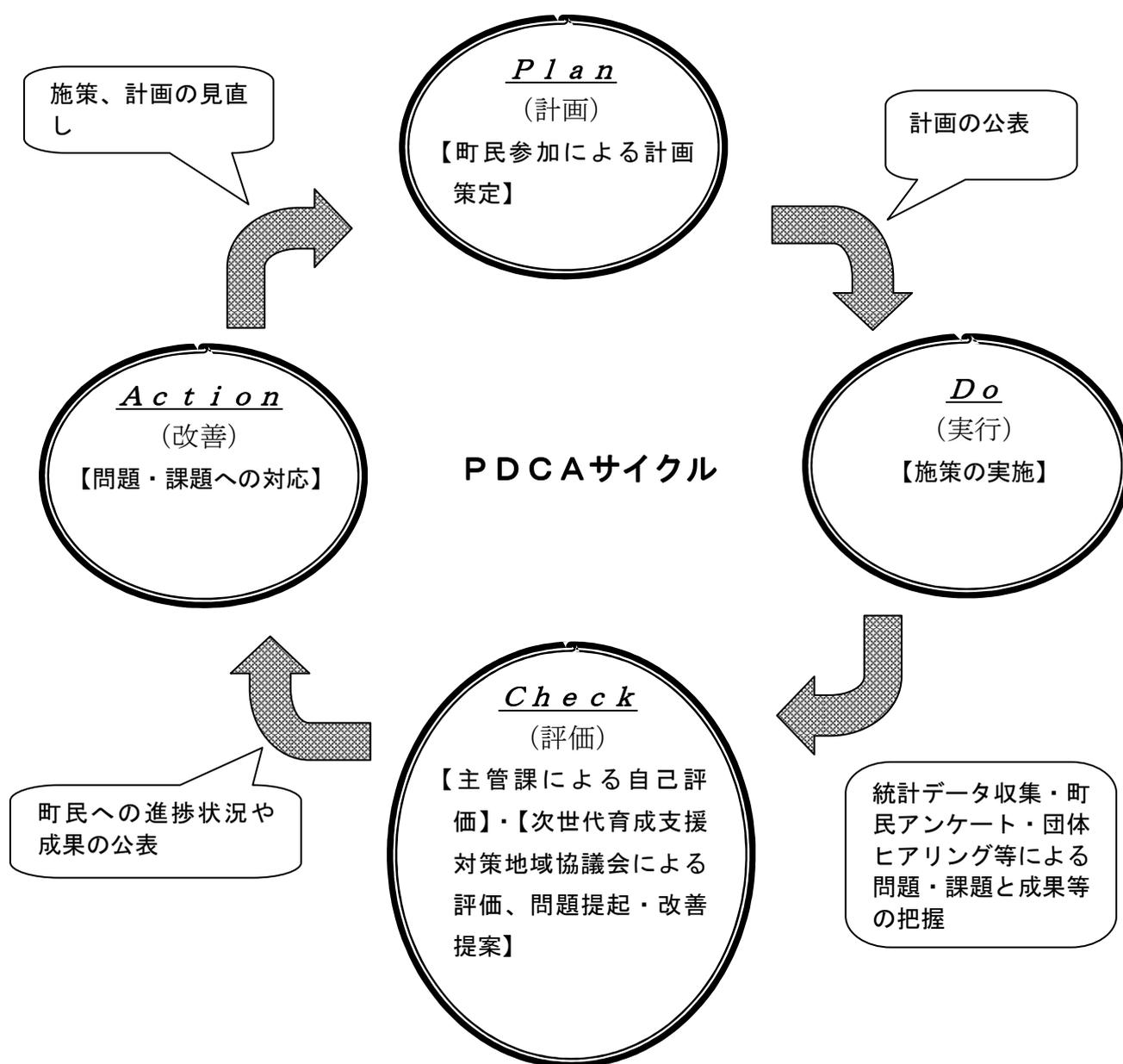
⑤ 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の育児休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行っていきます。

2 計画の進行管理・フォロー

後期行動計画では、利用者の視点に立った評価指標を盛り込んでいます。本計画を実効性のあるものとして推進するために、これらの達成度と成果について、進捗状況を統計データの収集やアンケート調査やヒアリング調査などにより定期的に利用者の視点に立った点検・評価を実施し、町広報紙やホームページ等を通じて、町民に公表していきます。そして、改善につなげていくことにより、PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Action cycle) を確立し、施策の実効性を高めていきます。

また大磯町次世代育成支援対策地域協議会において、町が行う行動計画の進行・管理について、意見をいただいています。



Ⅲ 付属資料編

資料 1 大磯町次世代育成支援対策地域協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、急速な少子化の進行による家庭及び地域を取り巻く環境の変化により生じる、子育て環境のさまざまな課題に対応するため、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法第21条の3に基づき、大磯町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (2) その他、子育て支援施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は12人以内とし、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町内の子育て支援団体の代表
- (2) 保健・福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 町内に居住する主に0歳～12歳の子どもを育児する保護者

2 町長は、前項第4号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日より市町村行動計画策定終了までとする。

2 委嘱された委員に欠員が生じ、委員を補充する必要があるときは、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長の選任前に協議会を開催するときは、町長が招集するものとする。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事で議決を必要とするときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため協議会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって意見を述べることができる。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置き、事務局員は次世代育成支援主管課の職員をもって充てる。

- 2 事務局は、協議会の庶務を処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

平成16年4月30日公布の『大磯町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱』は、この要綱の成立をもって廃止とする。

附 則

この要綱は、市町村行動計画の策定終了をもって廃止とする。

大磯町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(平成21年12月21日現在)

役職	氏名	所属等
会長	山田 雅井	まきば園長
副会長	安池 幸子	元保育園園長
委員	浅見 良子	まめの木文庫・おはなし会
委員	町田 久美子	月京幼稚園PTA会長
委員	二宮 みどり	国府保育園保護者会会長
委員	吉良 陽子	主任児童委員
委員	竹内 浩	大磯小学校校長
委員	大山 公一	平塚保健福祉事務所技幹
委員	田中 みき	一般公募
委員	浅沼 京子	一般公募

資料 2 大磯町次世代育成支援地域行動計画策定委員会要綱

平成 16 年 5 月 31 日

大磯町告示第 65 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画を策定するため、大磯町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大磯町次世代育成支援対策地域行動計画に関すること。
- (2) 前号の原案策定に必要な資料の収集及び検討に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他原案策定に必要な事務に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、関係職員を臨時に委員として充てることができる。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 25 日告示第 13 号）

この告示は、公表の日から施行する。

大磯町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会名簿

役職	職 名 等
委員長	子ども育成課長
副委員長	スポーツ健康課長
委員	政策課長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	町民課長
委員	保険福祉課長
委員	環境経済課長
委員	建設課長
委員	都市計画課長
委員	生涯学習課長

資料3 計画策定の経過

日 程	事 項
平成 21 年 1 月中旬 (2 月 9 日まで)	次世代育成支援に関するアンケート調査 就学前児童調査 対象者 1,000 人 回収数 561 人 (56.1%) 就学児童調査 対象者 1,000 人 回収数 491 人 (49.1%)
平成 21 年 3 月 31 日	次世代育成支援に関するニーズ調査基礎データを県に報告
平成 21 年 8 月 28 日	地域行動計画に係る定量的な目標値の報告
平成 21 年 12 月 21 日	第 1 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 ・大磯町次世代育成支援対策地域行動計画の背景及び趣旨について ・大磯町次世代育成支援対策地域行動計画の内容について
平成 22 年 1 月 18 日	第 2 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 1 月 19 日	福祉文教常任委員会協議会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 1 月 20 日	大磯町教育委員会定例会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 1 月 28 日	第 1 回大磯町社会福祉委員会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 2 月 12 日	第 1 回大磯町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 2 月 15 日	第 3 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】について
平成 22 年 3 月 1 日 (3 月 10 日まで)	大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【素案】に対するパブリックコメント募集
平成 22 年 3 月 15 日	第 4 回大磯町次世代育成支援対策地域協議会開催 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）【案】について

平成 22 年 3 月 19 日	大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)【案】について 策定委員に確認依頼
平成 22 年 3 月 24 日	大磯町教育委員会定例会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)【案】について
平成 22 年 3 月 25 日	第 2 回大磯町社会福祉委員会 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)【案】について
平成 22 年 3 月 29 日	政策会議 ・大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)【案】について
平成 22 年 4 月 1 日	大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画) 施行

資料4 用語の解説

あ行

預かり保育 幼稚園において、正規の教育時間外に保護者から児童を預かり、保育するもの。

一時保育事業 保育所入所児童以外の児童で一時的に家庭保育ができない場合に、保育所で保育サービスを受けることができる事業。

か行

開放保育 保育所入所児童以外の児童・保護者に園庭や施設を開放し、園児と交流したり、子育て情報誌を発行したりして、子育てを支援すること。

学童保育（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童（低学年が中心）を対象に、放課後に児童厚生施設等を利用して、遊びを通じ児童の健全育成を図る事業。

子育て支援センター 子育て家庭に対する相談、子育てサークルの拠点、地域の子育て支援サービス等の情報提供などを実施する、市町村が設置する子育て支援拠点。

さ行

主任児童委員 担当する区域を持たず、区域を担当する児童委員の活動の援助および協力を行う児童委員。

ショートステイ事業 児童の保護者が疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業。

た行

待機児童 現に保育に欠ける状況にある要保育児童でありながら、保育所の定員にゆとりがないため入所できない児童。

つどいの広場 おもに乳幼児（0～3歳）のいる親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談を行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業。

トラウマ (Trauma) 生活上のある体験を原因とする重い心の傷、精神的な外傷のこと。
心的外傷。

は行

バリアフリー 社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

病後児保育 保育所に通所中の児童が、病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、一時的に預かるもの。保育所、病院等に付設された専用スペース等において預かる「施設型」と、児童の自宅等に保育士を派遣する「派遣型」がある。

ファミリー・サポート・センター事業 子どもを預けたい人（依頼会員）と預かってくれる人（支援会員）で会員組織を構成し、会員相互の助け合いで子育て中の父母を支援する事業。

ブックスタート事業 親と子が心とことばを通わせるかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動で、乳幼児健診に参加した赤ちゃんと保護者に、絵本の入った「ブックスタート・パック」を、説明の言葉とともにプレゼントする。

ま行

民生委員・児童委員 民生委員は、社会福祉の増進のため、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う地域福祉の推進者。児童委員は、児童および妊産婦への個別援助や児童の健全育成、子育て支援等を行う。民生委員と児童委員は同一人で、各自担当区域を持つ。

ゆ行

ユニバーサルデザイン すべての人のデザインという意味で、障害者や高齢者、外国人、男女などの違いを超えて、すべての人に暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリー（障害を取り除く）だけでなく、はじめから利用しやすいものをつくっていかこうとするもの。

大磯町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)

—子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ—

平成 22 年 3 月

発 行 大磯町

〒 255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

TEL.0463-61-4100

FAX.0463-61-1991

編 集 大磯町教育委員会子ども育成課子育て支援室